

ひとが輝く創造都市・諫早

—自然の恵みを活かし、豊かな産業と暮らしを育むまちづくり—



新市建設計画



県央地区一市五町合併協議会

諫早市・多良見町・森山町・飯盛町・高来町・小長井町

目次 Contents

はじめに	1
第1章 新市を取り巻く社会経済環境と課題	2
第2章 市町村合併の目的	8
第3章 市町村合併に向けての基本姿勢	10
第4章 新市建設の基本方針	
1 計画策定の方針	11
2 新市の地域力と特色	12
3 上位計画における将来の方向性	14
4 住民の意向	15
5 新市の将来像	16
6 基本目標	17
第5章 将来像を実現するための主な施策	
◎施策体系	18
1 輝くひとづくり	
(1)地域を担うひとづくり	20
(2)個性あふれるひとづくり	22
(3)心豊かなひとづくり	24
2 活力ある産業づくり	
(1)農林水産業の活性化	26
(2)商工業の活性化・雇用対策	30
(3)観光・物産の振興	33
(4)新たな産業の創造	34
3 暮らしの充実	
(1)快適な暮らしの創造	36
(2)安全な暮らしの創造	42
(3)安心な暮らしの創造	44
(4)新しい行財政運営	48
第6章 各地域のまちづくりの展開	
1 地域のまちづくり基本方針	51
2 諫早地域の主なまちづくりの展開	52
3 多良見地域の主なまちづくりの展開	53
4 森山地域の主なまちづくりの展開	54
5 飯盛地域の主なまちづくりの展開	55
6 高来地域の主なまちづくりの展開	56
7 小長井地域の主なまちづくりの展開	57
第7章 公共施設の統合整備と適正配置	58
第8章 財政計画	59

は じ め に

諫早市、多良見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町は、古くから西海の地・肥前地方における歴史的体験を共有し、先人は幾多の苦難を乗り越え、今日の豊かな暮らしを実現させました。この間、1市5町の地域では通学や通勤、日々の生活において生活圏を共有し、行政では消防や環境、介護保険など新たな行政需要に積極的な共同事務化を図ってきました。

しかし、新しい世紀を迎え、我が国の経済は構造的な変革を迫られ、雇用環境も大きな転換点を迎えています。急速に進む少子高齢化や危機的な財政状況、地方分権の進展など、新たな課題に柔軟に対応する行財政基盤を備えた地方行政体が求められています。

1市5町は、それぞれが有する資源を統合し、地域の英知と人材を結集することにより、新しい社会経済システムに柔軟に適合し、充実した暮らしと、それを支える自立的で足腰の強い地域産業を育てる取り組みが必要です。

1市5町は、有明海、大村湾、橘湾という特性の異なる3つの海と多良山系、広大な干拓地や肥沃な丘陵地帯など自然の恵み豊かな地域であり、多様な風土と文化を有し、長崎県の交通結節点としての有利性に加え、良好な生活環境や交通基盤、多様な産業の集積、人的資源など大きな可能性を秘めています。

新市においては、各市町の有する特色のある風土や文化、暮らしを大切に育てるとともに、恵み多い自然環境を基礎に、強固な地域産業と満足度の高い生活環境を創造し、市民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ちながら、多様な生き方、暮らし方を選択し、自己実現を図る、生き生きとした「ひとが輝く」まちをめざします。

平成16年4月

第1章 新市を取り巻く社会経済環境と課題

1 人口が減少する社会の到来

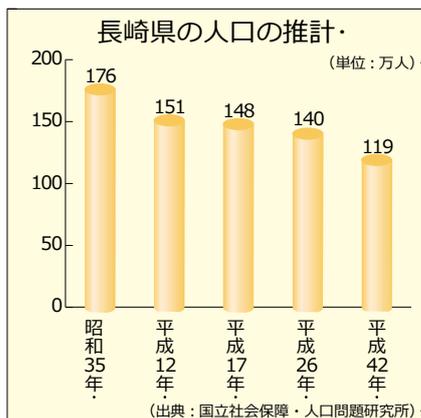


平成18年をピークに減少に転じる日本の総人口

- ◆日本の合計特殊出生率は、平成12年で1.36人と人口維持水準と言われる2.08人を大きく割り込む状況となっており、日本の総人口は平成18年の約1億2,774万人をピークに減少に転じると推計されています。
- ◆約50年後の平成62年には1億人程度まで減少するものと推計されています。

年に約1万人が減少する見込みの長崎県の人口

- ◆長崎県の人口は、昭和34年の179万人をピークに平成12年には151万人と40年間で28万人減少しました。平成26年には約140万人、平成42年には約119万人になるとの推計であり、ますます減少が見込まれます。



緩やかな減少で推移する1市5町の人口

- ◆1市5町の人口は、平成12年の国勢調査で合計14万4,299人です。
- ◆(財)統計情報研究開発センターの推計によれば平成17年の約14万5千人をピークに、合併後10年目の平成26年には約14万4千人と、今後10年間はほぼ横ばいの推計となっています。
- ◆平成42年には約13万4千人と推計されており、緩やかに人口減少が続くものと考えられます。



- 人口の減少による影響は日本経済の規模縮小、社会経済活力の減退となって徐々に現れるもので、経済拡大を前提に設計されてきた社会経済システム全般に渡る変革が必要です。
- 国、地方行政にとっては税収など歳入の縮小が見込まれ、歳入に見合った歳出改革が大きな課題となっています。
- 1市5町においても、今後緩やかな人口減少が現実のものとなり、これに備えた行財政制度の確立が必要となっています。

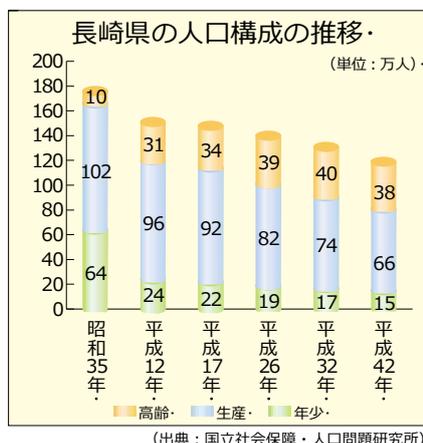
2 少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少



合併後10年間で約2,100人減少する年少人口

- ◆日本の年少人口(0～14歳)は、平成12年の約1,847万人から、平成42年には約1,323万人になると推計されています。
- ◆長崎県では、平成12年の24万人から平成26年には約19万人となると推計されています。
- ◆1市5町においても、少子化現象は顕著であり、合併後10年間だけでも年少人口が約2,100人減少すると推計されています。

次代の地域を担う人材不足、将来の地域活力の減退、労働力人口減少への波及、教育や子育て環境への影響などが懸念されます。



合併後10年間で生産年齢人口が約4,600人減少

- ◆日本の生産年齢人口(15～64歳)は、平成7年の約8,716万人をピークに、平成26年に約7,821万人、平成42年には約6,958万人まで減少すると推計されています。
- ◆長崎県では、昭和59年の約103万人をピークに平成12年に約96万人となり、平成42年には約66万人と推計されています。
- ◆1市5町でも、平成12年の9万3,074人をピークに減少に転じ、合併後10年間で約4,600人減少すると推計されています。

生産年齢層は主な納税者層であり、新市の基幹税目である市民税など市税収入への大きな影響が予想されます。



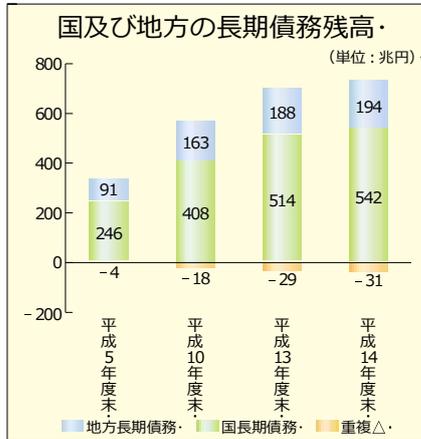
合併後10年間で高齢人口が約5,700人増加

- ◆日本の高齢人口(65歳以上)は、平成12年の2,200万人(高齢化率17.3%)が、平成26年に約3,199万人(25%)、平成42年には約3,477万人(29%)に増加すると推計されています。
- ◆長崎県では、平成12年の31万人(高齢化率21%)が、平成26年に約39万人(27%)、平成42年には約38万人(34%)と推計されています。

- ◆1市5町では、平成2年に1万8,800人、高齢化率13.5%であったものが、平成12年には2万6,496人(18%)、平成26年には3万5,132人(24%)となり、合併後10年間で約5,700人増加すると推計されています。

高齢人口の増加により、健康保険や介護保険への財政需要が年々増大する一方、生涯学習や生きがいづくり、バリアフリーなどへの取り組みが重要となります。また、年少人口の減少と合わせ、医療や年金など社会保障制度の変革を促すものと考えられます。

3 国、地方の厳しい財政



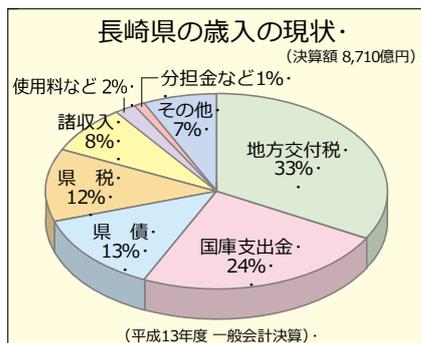
国の財政は危機的水準

◆国の長期債務残高は、平成5年度末の約246兆円が平成14年度末までの10年間で2倍以上の約542兆円に膨らんでいます。また、公債費などを除いた財政収支（プライマリーバランス）は、平成11年度が約18兆円、平成12年度から平成14年度はいずれも13兆円も支出が収入を上回っています。

日本のGDP比の長期債務残高の割合は、他の先進国に比べ突出しており、財政収支の不均衡は、支出を減らすか、収入を増やして均衡を図るか選択を迫られています。国の歳出構造の改革は不可避の状況にあります。

地方交付税を管理する特別会計の借入金が約42兆円

◆地方財政の借入金残高は、平成14年度末が約194兆円で、平成3年度比2.8倍、125兆円の増となっており、全国ベースでの赤字地方債である交付税特別会計借入金が42兆円に達しています。



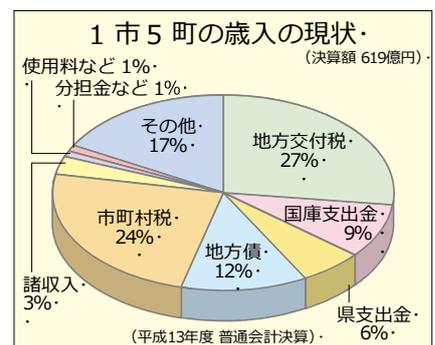
県の収入の約半分は国からの支援

◆長崎県は、自主財源比率が約3割で、地方交付税33%や国庫支出金24%など国からの収入が約5割を占める状況です。また、県債残高は平成13年現在約9,444億円と平成4年に比べ倍増しており、県の財政も厳しい状況にあります。

新市の自主財源は約41%と財政基盤は脆弱

◆1市5町合計の財政は、平成13年度普通会計決算額で収入が619億円ですが、自主財源比率は約41%と財政基盤は弱く、地方交付税27%や国庫支出金9%、県支出金6%など国・県からの収入が約4割を占める状況となっています。地方債残高は平成13年度末現在約696億円で、住民1人あたり約48万円となっています。

国、地方の財政を取り巻く環境はかつて経験したことがない厳しい状況にあり、国と地方との役割分担のありかたや税財源の配分などについて見直しが進められています。地方にとっては、今後ますます厳しくなることが予想され、効率的な行政体制の確立が求められています。



4 地域産業を取り巻く厳しい経済環境

工場等の海外移転により地域経済の空洞化が懸念



- ◆日本経済は、近年の経済活動の国際化、情報技術の飛躍的な進歩、産業構造のソフト化・サービス化の進展、国民の価値観の多様化・個性化などにより大きな変革期を迎えています。
- ◆地方都市は、賃金や物流コストなどが格段に安い中国などとの立地競争を強いられ、平成元年頃、年間4,000件程度あった国内の新規工場の立地件数は、近年は1,000件程度に低迷しています。

基幹産業が厳しい長崎県と1市5町の経済状況

- ◆長崎県では、基幹産業である造船やプラント産業がいずれも激しい国際競争にさらされており、1市5町の地域産業も厳しい経営環境にあり、工場等の縮小・廃止の事例が発生するなど、産業の空洞化が現実の問題となりつつあります。

農林水産業は輸入農産物等との価格競争や産地間競争に直面

- ◆農林水産業については、国際的な自由貿易の流れの中、輸入産物問題や産地間競争など厳しい課題に直面するとともに、後継者問題が深刻化しています。
- ◆BSE問題や食品の偽装表示問題など新たな課題も発生し、食の安全や地産地消、産地の差別化、消費者志向など、新たな対応が求められています。

全国水準を下回る厳しい長崎県と1市5町の雇用情勢

- ◆全国の雇用情勢は、平成10年に有効求人倍率が0.5を下回る水準となり、現在も低迷状態にあります。
- ◆長崎県と1市5町を取り巻く雇用環境も、全国に比して0.1程度低い水準で推移するなど、さらに厳しい状況です。
- ◆景気回復局面でも雇用が増えない経済環境となりつつあり、新たな産業の創造と合わせ、地域経済においては地域資源を活かす農林水産業や中小企業の活性化などが重要なテーマです。
- ◆労働環境は、終身雇用や年功序列の見直しの動き、派遣労働の拡大など大きな転換点を迎えており、特に若者層に対応した魅力ある雇用機会の創出が求められています。

製造業の空洞化、輸入農水産物等との価格競争など、新市を取り巻く経済・雇用情勢は厳しい環境にあり、新たな産業の創出、農林水産業の再生などに地域資源を結集した取り組みが求められています。

5 構造改革と地方分権

わが国の社会経済は構造的な課題に直面

- ◆わが国の経済は、バブル崩壊後10年以上の長きにわたり低迷を続け、企業システムや政府の仕組みなど、社会経済全般にわたって構造的な課題に直面しており、国では、広範な分野において日本社会の再設計ともいうべき構造改革への取り組みが進められています。

「地方にできることは地方に」、拡大される地方自治体の役割と責任

- ◆平成12年に施行された「地方分権一括法」により、国と地方の関係は上下関係から対等・協力関係に再構築され、「地方にできることは地方に」との基本方針の下、基礎的自治体としての市町村の担う地域振興への役割は格段に拡大しています。それぞれの地域特性に応じた最適な地方行政を実現することが求められています。
- ◆市町村には、地域の視点から市民生活に密着した行政を総合的に担当する「総合行政体」としての役割が期待されています。

地方分権のさらなる推進が求められており、基礎的自治体としての市町村には、住民に密着したサービスを総合的に提供する行政体としての役割と、それを遂行しうる行政能力が求められています。

6 高度情報化社会の到来

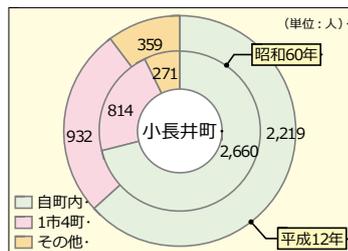
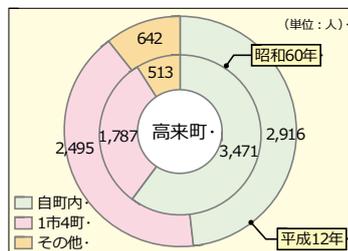
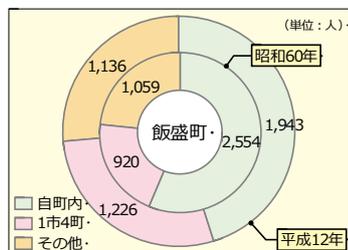
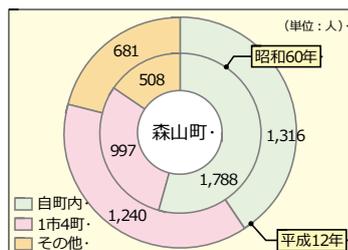
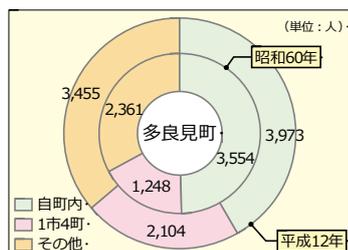
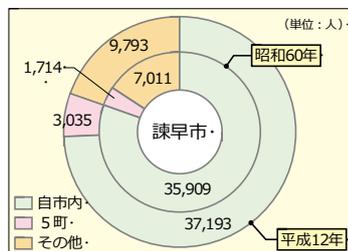
高度情報通信技術の進歩は、地方行政にも大きな影響

- ◆インターネットを中心とした情報通信技術は、近年大きな革新を遂げ、平成14年度版情報通信白書によれば、インターネット利用者数は約5,500万人、人口普及率で約44%と急速に拡大しています。
- ◆情報通信ネットワークの普及は、企業活動のみならず個人の生活様式までも変革をもたらす、産業革命に匹敵する影響を社会経済に及ぼすと言われています。
- ◆国では、電子政府、電子自治体の実現が推進されており、地方においても、高度通信技術によって時間と場所を問わず、自宅に居ながらにして多くの行政サービスが受けられるようになると考えられます。

高度情報化社会の到来は、住民の日常生活や地域社会、行政活動やサービスに大きな影響を与え、地方自治体では、総合的な地域情報化が必要となっています。

7 生活圏・経済圏の拡大

生活経済圏の重複化と各市町間の相互関係が強まる傾向



◆ **諫早市** の15歳以上の従業地・通学地の状況は、昭和60年の市内での従業・通学者は約80%で、他5町への通勤・通学者は約4%でした。平成12年には市内が微増したものの、割合は約74%へと低下し、5町への通勤・通学者は3,035人、約6%と増加しています。

◆ **多良見町** では、昭和60年の町内での従業・通学者は約50%で、諫早市・他4町への通勤・通学者が約17%であったのに対し、平成12年は町内が増加したものの、その割合は約42%と低下しています。一方、諫早市・他4町は2,104人、約22%と増加しています。

◆ **森山町** では、昭和60年の町内での従業・通学者は約54%で、諫早市・他4町への通勤・通学者が約30%でしたが、平成12年は町内が約41%に低下し、諫早市・他4町は1,240人、約38%と増加しています。

◆ **飯盛町** では、昭和60年の町内での従業・通学者が約56%で、諫早市・他4町への通勤・通学者が約20%であったのに対し、平成12年は町内が約45%に低下し、諫早市・他4町は1,226人、約28%と増加しています。

◆ **高来町** では、昭和60年の町内での従業・通学者は約60%で、諫早市・他4町への通勤・通学者が約31%であったのに対し、平成12年は町内が約48%に低下し、諫早市・他4町は2,495人、約41%と増加しています。

◆ **小長井町** では、昭和60年の町内での従業・通学者が約71%で、諫早市・他4町への通勤・通学者が約22%であったのに対し、平成12年は町内が約63%に低下し、諫早市・他4町は932人、約27%と増加しています。

● 1市5町とも自市町外への従業・通学者割合が増加しているなど、生活圏・経済圏の広域化が進んでいます。

● 1市5町相互間での通勤・通学者数が、いずれの市町でも大きく伸びているなど、1市5町の結び付きは強まっています。

第2章 市町村合併の目的

1 行財政の効率化

- ◆国の平成14年度末現在の長期債務残高は約542兆円と、平成5年度末の約2倍に膨らみ、毎年10兆円以上も歳出が歳入を上回っている状況です。
- ◆地方交付税を管理する交付税特別会計の借入金が平成14年度末現在で約42兆円に達しており、今後の地方財政への影響が懸念されます。
- ◆長崎県の財政は国からの収入が半分を占め、地方交付税・国補助金等に大きく依存しており、平成13年度末の県債残高は約9,444億円と平成4年度末に比し倍増しています。
- ◆1市5町の合計の財政状況も国・県からの収入が約4割を占めるなど国、県に大きく依存しており、平成13年度末の地方債残高は約696億円となっています。
- ◆日本の人口は平成18年をピークに減少に転じ、長崎県では今後年に約1万人ずつ減少することが予想されるなど、人口が減少する社会が現実のものとなり、人口の減少は経済規模の縮小を伴い、税収入の減少が予測されます。
- ◆新市の将来人口も現在の水準を維持する程度に止まり、税収入の大きな伸びは期待できない状況です。
- ◆社会の担い手である生産年齢人口が全国、県、新市いずれにおいても今後大きく減少することから、社会経済活力の減退、労働人口の減少、税収入の減少などに直接影響を及ぼします。



今後は人口の減少による社会経済活力の減退、経済規模の縮小、税収入の減少は避けられない状況です。国、県の厳しい財政状況から、地方交付税や国・県補助金等の削減を想定した地方行政の運営が求められており、行財政の効率化に最も効果的な市町村合併が必要となっています。

2 広域的、総合的視点に立ったまちづくり

- ◆ 1市5町は肥前地方として古くから歴史を同じくしており、その歴史遺産は新市全体が共有すべきものです。
- ◆ 1市5町では買い物、医療、文化活動、各種スポーツ・レクリエーション、姻戚関係など日常生活の相互の結びつきが深く、従業地・通学地の状況においても1市5町相互間での通勤・通学者数が大きく伸びるなど、生活圈・経済圏の一体化が近年ますます強くなっています。



1市5町は古くから歴史的・文化的・地縁的につながりが深く、近年はますます生活圈が重複して一体の経済圏となっており、各市町での社会資本投資が圏域全体の利便性向上に影響するなど、市町村合併による一体的で総合的な視点に立ったまちづくりの展開が求められています。

3 新たな行政需要への対応と行政能力の向上

- ◆ 日本経済の構造的な変革や国内産業の空洞化が進展する中、地域資源を結集した積極的な産業の活性化への取り組みが求められています。
- ◆ 諫早市、多良見町の高齢化率は約17%、森山町、飯盛町、高来町、小長井町は22%~24%と高齢化が進んでおり、介護保険等への財政需要の増大やバリアフリー、生きがいづくりなどへの取り組みが必要となっています。
- ◆ 急速に進む少子化に対応した子育て支援の充実や複雑多様化する環境問題など新たな行政需要への対応が不可欠となっています。
- ◆ さらなる地方分権の進展により、総合的な行政サービス主体としてより高度な行政事務への対応力と政策立案能力が求められています。



1市5町の厳しい雇用環境に対応した新たな産業活力の創出への取り組みや、少子高齢化、環境問題など新たな行政需要への積極的な対応力と政策立案能力が求められており、市町村合併により高度な行政能力と組織体制の確立が必要となっています。

第3章 市町村合併に向けての基本姿勢

市町村合併によるさまざまな効果を十分に発揮させるため、市町村合併を行うにあたっては、次の4つの柱を基本姿勢とします。

■ 地域の個性を尊重し、地域への愛着を育てるまちづくり

- ◆合併を機に地域の歴史や文化、自然環境を見つめ直し、貴重な地域資源として活用するなど、住民自ら主体となって地域づくりを進めることが望まれます。地域への愛着を従来にも増して高め、新市全体への郷土愛を育てます。
- ◆それぞれの自然や風土に培われた各地域の個性を尊重し、それぞれの特色を伸ばす取り組みを通じて、新市全体の都市魅力を高めます。

■ 新市の一体化と地域間の均衡のとれたまちづくり

- ◆雇用の場の創出や地域産業を活性化するため、各地域が有するさまざまな地域資源を一体化した新たな魅力づくりと地域力の充実に取り組みます。
- ◆新市の一体化と地域間の均衡ある発展を実現するため、道路交通網や生活関連施設など、経済生活基盤の全市的なバランスと地域特性に配慮した整備を推進します。

■ 地域の声を施策に反映する住民主体のまちづくり

- ◆各市町ではこれまで地域の特性を踏まえた独自の価値観に基づく地域振興への取り組みがなされてきました。合併後においても各地域に設置される支所等を中心に地域が主体的にまちづくりを実施できる体制を構築します。
- ◆地域の声を施策に反映させる場として旧市町単位に「地域審議会」を設置します。また、町内会・自治会や住民団体など住民自ら行うまちづくり活動を支援し、行政と住民との協働によるまちづくりを進めるとともに、地域自治を推進します。

■ 行政サービスの一層の向上

- ◆旧町ごとに主として新市の事務の全般にわたって事務を掌る「支所」を設置することにより、地域住民の利便性に配慮するとともに、高度情報通信技術などの活用により、行政サービスの一層の向上を進めます。
- ◆合併による行政の効率化によって、産業振興などの分野や、少子高齢化、環境対策など新たな行政課題に対し、積極的に取り組みます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第4章 新市建設の基本方針

1 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、諫早市、多良見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町の合併後の新市のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープランとなるものであり、1市5町の速やかな一体性の確立を促進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上および新市全体の均衡ある発展を図るためのまちづくりの指針として策定するものです。

なお、より詳細で具体的な内容については、新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための主要事業、各地域のまちづくりの展開、公共施設の統合整備、財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画は、合併後概ね20年間について定めるものとします。

(4) 想定人口

本計画の想定人口は、新市の人口将来推計値を基礎とします。なお、合併後20年目である平成36年(2024年)における人口の目標値については、合併による総合的な活性化効果、宅地開発や計画的な定住環境の整備等を考慮して、13万5千人程度とします。

1市5町の人口の推移(国勢調査結果) 【単位:人】

	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
諫早市	65,593	63,886	73,341	88,376	90,683	93,058	95,182
多良見町	9,594	8,846	9,426	14,122	16,381	17,275	17,056
森山町	7,512	6,475	5,842	6,038	6,231	6,279	6,259
飯盛町	10,178	8,848	7,978	8,310	8,123	8,111	8,034
高来町	12,962	11,560	10,645	10,773	10,573	10,997	11,092
小長井町	8,509	8,057	7,590	7,185	6,927	6,797	6,676
1市5町	114,348	107,672	114,822	134,804	138,918	142,517	144,299

新市の人口の推移 【単位:人】

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年 (2020年) 推計値	平成37年 (2025年) 推計値
諫早地域	95,937	94,429	94,011	—	—
多良見地域	16,969	16,499	16,207	—	—
森山地域	6,002	5,753	5,419	—	—
飯盛地域	7,900	7,639	7,116	—	—
高来地域	10,801	10,410	9,863	—	—
小長井地域	6,425	6,022	5,462	—	—
諫早市	144,034	140,752	138,078	135,473	135,441

※平成27年までは国勢調査結果

※「推計値」は、諫早市長期人口ビジョンの将来展望

(5) その他

新市建設の基本方針を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野に立つものとします。

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとします。

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

2 新市の地域力と特色

県内の結節点となる交通網と優れた立地条件

- ・ 県内の幹線道路網（高速長崎自動車道、国道34号、57号、207号、251号）の交差結節部
- ・ 鉄道網（JR長崎本線、JR大村線、島原鉄道）の広域結節機能、県内第2位の諫早駅の乗降客数
- ・ 四方に伸びるバス運行網等の結節点機能
- ・ 長崎市と島原半島、大村東彼地方、佐賀鹿島方面を結ぶ地理的な要衝地

豊かで多様な自然環境

- ・ 標高1,057mの五家原岳や広大な山麓^{すだら}台地、修多羅の森、自然景観に優れた轟溪流や富川溪谷
- ・ 干潟の有明海、内海の大村湾、外海の橋湾と特性の異なる3つの海と特徴ある景観・風土
- ・ 県内唯一の一級河川本明川をはじめ長里川、境川、仁反田川、江ノ浦川、伊木力川など多様な河川環境
- ・ 広大な干拓平野や棚田、畑地帯、果樹園など自然環境と調和した田園風景
- ・ オガタマノキや諫早公園の大楠、女夫木の大スギ、ツクシシャクナゲ群叢など

潜在力を有する地域産業

- ・ 県農業産出額の10%を占める農業、多良山麓等広大な森林資源、恵まれた海洋資源
- ・ 諫早中核工業団地一帯は県内随一の企業集積地帯、圏域の製造品出荷額等は約3,211億円と県全体の約22%を占め、県内で第2位
- ・ 先端技術企業の立地、ソフトウェアセンター、いさはやコンピュータ・カレッジ
- ・ 諫早市、多良見町を中心に商業集積を形成、年間商品販売額は約3,759億円、県内の約11%

県内第3の県央都市圏の中心都市

- ・ 新市の人口は14万4千人、うち市街化区域に8万2千人、57%が集中する集積度の高い市街地、県内第3の県央都市圏の中心、県内で数少ない人口増加都市
- ・ 諫早公園と本明川を中心に都市機能が集積し、公共交通網の中核をなす中心市街地
- ・ 県央地域を対象とする国県等の官公庁施設の立地集積

特色ある歴史や文化など豊富で多彩な地域資源

- ・ 浮立や皿踊り、掛けうちなど各地域に残る伝統芸能、岳の新太郎さんや新地節などのさまざまな民謡
- ・ ペーロン大会や諫早・川まつり、のんご諫早まつり、名水まつりや^{よらんね}寄楽音祭りなど多彩なイベント
- ・ 山茶花高原、いこいの森、轟溪流、白木峰高原、眼鏡橋、干拓の里、県立総合運動公園、唐比湿地公園、月の丘公園、結の浜マリパーク、のぞみ公園など多彩なレクリエーション施設
- ・ 長戸鬼塚古墳や西の角遺跡、横津の石櫛、伊木力遺跡、善神さん古墳、江戸期の長崎街道や諫早街道、高城城趾、御書院、諫早家墓所、箏曲六段発祥の地慶厳寺など長い歴史の蓄積
- ・ 詩人伊東静雄や芥川賞作家野呂邦暢、書家広津雲仙、洋画家野口弥太郎など郷土出身の芸術家

3 上位計画における将来の方向性

上位計画における本圏域（県央地区等）の将来像

長崎県長期総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と自然が調和した快適で潤いのある生活創造圏 ・長崎県の結節機能を持つ新産業集積圏 ・農業の魅力と海の恵みを享受できる豊かな田園地域
長崎県央地方拠点都市地域基本計画	三海一果のくにづくり -若者にとっても魅力ある「職・住・遊・学」の備わった新しい総合的な生活空間の創造-
県央地域ふるさと市町村圏計画	ゆうエリア・県央地域 -元気を結ぶ、地域を結ぶふるさとづくり-

1市5町の将来像

諫早市	花とみずからをささえつつ歩む田園文化交流都市 「豊かな自然と文化を大切にしながら人と共生できるまち」
多良見町	活気ある町、健康で心のふれあう町をめざして 「あたたかな生活を醸し出す調和のとれたまち多良見の創造」
森山町	美しい品格のある街づくり 「人と自然が調和する美しい森のまち」
飯盛町	海とみどりの交流のまちづくり
高来町	自然と活力と生きがいのある高来町 「水と緑、光あふれる高来町」
小長井町	ハートフルこながい 「豊かな自然に包まれ人が元気になるまちづくり」

（1市5町基本構想等より）



- ◆ 県総合計画－生活創造圏、新産業集積圏、田園地域としての位置付け
- ◆ 県央地域の広域計画－「職・住・遊・学」のバランスの取れた生活空間
- ◆ 1市5町で描かれている将来方向性
「人と自然との共生・調和」、「生きがい・元気」、「文化・美」、「活力・活気」などが共通項

4 住民の意向

まちづくりアンケート調査結果の概要

項目	結果の概要
行動範囲	生活圏の共有と、諫早市を中心とした活発な往来・交流の状況がうかがえる。
将来のまちづくりの方向	①災害や事故、犯罪のない安全なまち ②美しい景観や豊富な緑を重視した自然を活かしたまち ③高齢者や障害者などすべての人がいきいきと働き、安心して暮らせる福祉のまち
まちの現状についての満足度	【満足度が高い項目】 ①上水道の整備 ②ごみ収集、処理施設の充実 ③保健サービスの充実 ④防災、消防体制の充実 ⑤学校教育施設 ⑥生涯学習施設 ⑦医療施設 など 【満足度が低い項目】 ①商業の振興 ②中小企業の育成、企業の支援や地域内での雇用の場の確保 ③新企業誘致・新産業創造 ④観光の振興 ⑤農林水産業の振興 ⑥公共交通の充実 ⑦開かれた行政の推進 ⑧子育て支援体制・施設強化 など
将来のまちづくりの優先度	①公共交通の充実 ②周辺部と中心部との連絡等に係る幹線道路の整備 ③下水道の整備 ④医療施設の充実 ⑤高齢者福祉施設の整備 ⑥公園や緑地など身近な憩いの場の充実 ⑦中小企業の育成、起業の支援や地域内での雇用の場の確保 など
合併にあたって配慮すべき点	①サービス向上より住民負担の抑制 ②地域に密着した行政サービス ③行政サービス水準の地区間の均衡 ④住民の声が施策に反映される仕組み など
まちづくりへの住民参画の方法	①市と住民が一緒になってまちづくりを計画し協力し合う ②住民中心にまちづくりの計画を作り、市が支援や手伝い
中高生アンケートの結果	【居留意向】 関係市町内への将来居留意向はわずか15%程度 【住みたくない理由】 都会への憧れ、娯楽施設の不足、働く場の不足 など 【将来のまちの方向】 ①若者が住みやすく、便利で快適なまち ②美しい景観や豊富な緑を重視した自然を活かしたまち ③災害や事故、犯罪のない安全なまち 【一般アンケートとの比較】 高度情報化、文化活動やスポーツ活動、観光振興の項目で一般男女より高率の回答
自由意見欄での提案・要望分野	【一般アンケート】 産業振興への意見が多く、交通施策、自然・歴史の活用、健康・福祉施策の順 【中高生】 産業振興への意見がずば抜けて多く、自然・歴史の活用、交通施策の順

実施時期：平成14年9月～10月
調査対象：①18歳以上男女 22,000人
②中学生・高校生 2,000人
回収率：①28.9% ②96.1%

- ◆まちづくりの方向は、「安全なまち」、「自然の活用」、「安心して暮らせる福祉」
- ◆満足度が低く優先度の高い項目は、「産業振興」、公共交通や下水道、公園などの「生活基盤」
- ◆合併時の考慮点は、住民負担の抑制や地域密着型、均衡ある発展、住民の声の反映
- ◆行政への住民参画のありかたは、計画づくりやその実践活動への積極的で主体的な参加意向
- ◆若者の将来の意向は「便利で快適なまち」で、雇用の場や産業振興への切実な新市への期待
- ◆全体を通して「産業振興」への期待が強く、豊かな自然の活用と生活環境の整備希望が多い

5 新市の将来像

<新市を取り巻く社会経済環境と課題>

- ◆ 平成18年をピークに減少に転ずる日本の総人口／経済社会の成熟化、活力の減退・
- ◆ 急速に進む少子化／地域社会を担う生産年齢層の減少／高齢人口の増加／経済社会の転換期・
- ◆ 危機的な国、地方の財政状況／交付税・補助金等に依存した新市の財政状況・
- ◆ 地方産業の空洞化／厳しい農林水産業／地域資源を結集した新たな地域産業の創造が必要・
- ◆ 「地方にできることは地方に」、地方の自己決定・自己責任／複雑・多様化・増大する行政需要・
- ◆ 地方の距離的・時間的不利条件を克服する高度情報化社会／新たな情報格差、地域格差の懸念・
- ◆ 1市5町間で進む生活経済圏の一体化と相互関係の強化／広域的な視点から総合行政が必要・

<県計画・広域計画・各市町計画における位置付け>

- ◆ 県総合計画－生活創造圏、新産業集積圏、田園地域としての位置付け・
- ◆ 広域圏計画－「職・住・遊・学」のバランスの取れた生活空間・
- ◆ 各市町計画－「人と自然との共生・調和」、「生きがい・元気」、「文化・美」、「活力・活気」などが共通する将来方向性・

<新市の地域力と特色>

- ◆ 県内の結節点となる交通網と優れた立地条件・
- ◆ 豊かで多様な自然環境・
- ◆ 潜在力を有する地域産業・
- ◆ 県内第3の県央都市圏の中心都市・
- ◆ 特色ある歴史や文化など豊富で多彩な地域資源・

<市民まちづくりアンケート>

- ◆ まちづくり意向は、「安全」、「自然の活用」、「安心して暮らせる福祉」・
- ◆ 優先する施策は、「産業振興」と、公共交通や下水道等の「生活基盤」・
- ◆ 計画づくりやまちづくり活動への積極的な参加意欲を有する市民像・
- ◆ 都市の利便性や快適性、新市での多様な働く場の創出を求める若者・
- ◆ 自由意見で圧倒的に多い「産業振興」への期待・

将来像

ひとが輝く創造都市・諫早

－自然の恵みを活かし、豊かな産業と暮らしを育むまちづくり－



新市のまちづくりにおいては、「ひと」がすべての中心です。

新市が有する自然の恵みをベースに創意に富んだ足腰の強い地域産業を育成し、多様で安定的な雇用環境のもと、自然と共生した満足度の高い暮らしを実現していこうとするものです。

市民一人ひとりが主役として「輝き」、新市が有する多様な地域資源や地域力と融合することにより、新たな魅力や価値、活力を生み出す「創造都市」をめざします。

6 基本目標

新市の将来像を実現するため、新市が有する豊かな自然環境を活用しながら、「輝くひとづくり」、「活力ある産業づくり」、「暮らしの充実」を基本目標として定めます。

—輝くひとづくり—

新市のすべての基礎は「ひと」です。市民の積極的で創造的なさまざまな営みが全体として大きな力となり、それらが相乗的に融合化することにより、新たな魅力や価値、活力を生み出す地域力として結実することが求められています。

地域が有する特色ある風土や歴史、文化、生活環境や地域産業を大切に育み、市民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ちながら、多様な生き方、暮らし方を選択し、自己実現を図る、生き生きとした「輝くひとづくり」をめざします。

—活力ある産業づくり—

新市は、特性の異なる3つの海と多良山麓、広大な干拓地や肥沃な丘陵地帯など自然の恵み豊かな地域であり、多様な風土と文化を有し、交通要衝の県央にあって県下随一の農業地帯、県下第2位を占める工業生産額など産業基盤が充実しています。

豊かな自然を活かし、新市が有する地域資源とあらゆる英知を結集して自立的で足腰の強い地域産業を育成し、「活力ある産業づくり」をめざすとともに、若者から高齢者に至るまで、その生き方、暮らし方に応じた「仕事」を選択しうる、多様で安定的な雇用環境の確立をめざします。

—暮らしの充実—

これまで各地域で培われてきたそれぞれ特色ある風土や住まい方を尊重するとともに、合併による行財政の効率化により少子化や高齢化、情報化、環境問題などへの対応を進め、美しい景観の形成や、安全で安心して暮らせる生活環境の実現が求められています。

市民生活の利便性を高め、暮らしの多様な楽しみと快適な生活基盤の充実を図り、環境と共生・調和した持続可能な生活環境を実現する、満足度の高い「暮らしの充実」をめざします。

第5章 将来像を実現するための主な施策

将来像

基本目標

政策

ひとが輝く創造都市・諫早
～自然の恵みを活かし豊かな産業と暮らしを育むまちづくり～

輝くひと・づくり

地域を担うひとづくり

個性あふれるひとづくり

心豊かなひとづくり

活力ある産業づくり

農林水産業の活性化

商工業の活性化・雇用対策

観光・物産の振興

新たな産業の創造

暮らしの充実

快適な暮らしの創造

安全な暮らしの創造

安心な暮らしの創造

新しい行財政運営

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章

施策

主要事業の例

- ◎教育環境の充実
- ◎生涯学習の推進

- 特色ある学校づくり事業
- 教育施設整備事業
- 学校給食センター整備事業
- 生涯学習センター整備事業
- 外国語教育推進事業
- 教育施設バリアフリー化推進事業
- 生涯学習地域拠点施設整備事業
- 図書館ネットワーク整備事業

- ◎芸術・文化の振興
- ◎歴史の継承と活用
- ◎スポーツの振興

- 文化活動振興事業
- 伝統文化保存・継承事業
- 運動施設整備事業
- 歴史文化館整備事業
- 歴史街道整備事業
- スポーツ活動交流振興事業

- ◎男女共同参画社会づくり
- ◎国内・国際交流の推進
- ◎住民活動の振興

- 意識啓発推進事業
- 国際交流推進事業
- まちづくり人材育成事業
- 男女共同参画推進センター整備事業
- 地域コミュニティ活動促進事業
- 市民まちづくり活動支援事業

- ◎農業の振興
- ◎林業の振興
- ◎水産業の振興

- 認定農業者育成事業
- 地産地消推進事業
- 農村総合整備事業
- 畜産振興事業
- 栽培漁業推進事業
- 女性・高齢者等就農支援事業
- 農業基盤整備事業
- 農産物ブランド力育成推進事業
- いやしの森林空間整備事業
- 漁業集落環境整備事業

- ◎中小企業の振興
- ◎工業の振興
- ◎商業・サービス業の振興
- ◎雇用対策

- 中小企業経営改善支援事業
- 諫早流通産業団地整備事業
- 地域商店街活性化支援事業
- 新事業創造活動支援事業
- 中心市街地活性化推進事業
- 賑わいのある商店街づくり推進事業

- ◎観光・物産の振興

- 自然体験型観光開発事業
- 観光拠点施設整備事業
- 観光施設ネットワーク化推進事業
- 地場産品振興支援事業

- ◎新たな産業活力の創出
- ◎干拓資源の活用

- 間伐材等バイオマス事業
- 情報関連産業活性化推進事業
- 起業化促進支援事業
- 農と緑と水辺空間整備事業
- コミュニティビジネス育成支援事業
- 地場産品開発製品化センター整備事業
- 干拓農地リーディングプロジェクト事業
- 諫早湾地域資源活用推進事業

- ◎自然環境と調和した暮らし
- ◎うるおいのある居住空間づくり
- ◎豊かな生活環境の整備
- ◎交通基盤の整備
- ◎情報化の推進

- 市民の森づくり構想
- 地盤沈下総合対策事業
- 生活排水総合対策事業
- 地域交流拠点公園整備事業
- 国・県道整備促進事業
- 地域情報化推進事業
- 市民の海づくり構想
- 海と暮らしの創造空間づくり
- 美しいまちづくり推進事業
- 都市計画事業
- 市道整備事業
- 公共交通網維持活用促進事業

- ◎防災の充実
- ◎暮らしの安全

- 本明川ダム建設事業
- 防災拠点施設整備事業
- 河川整備事業
- 急傾斜地崩壊対策事業
- 諫早湾干拓事業
- 消防防災機器等整備事業
- 内水対策事業
- 交通安全教育環境整備事業

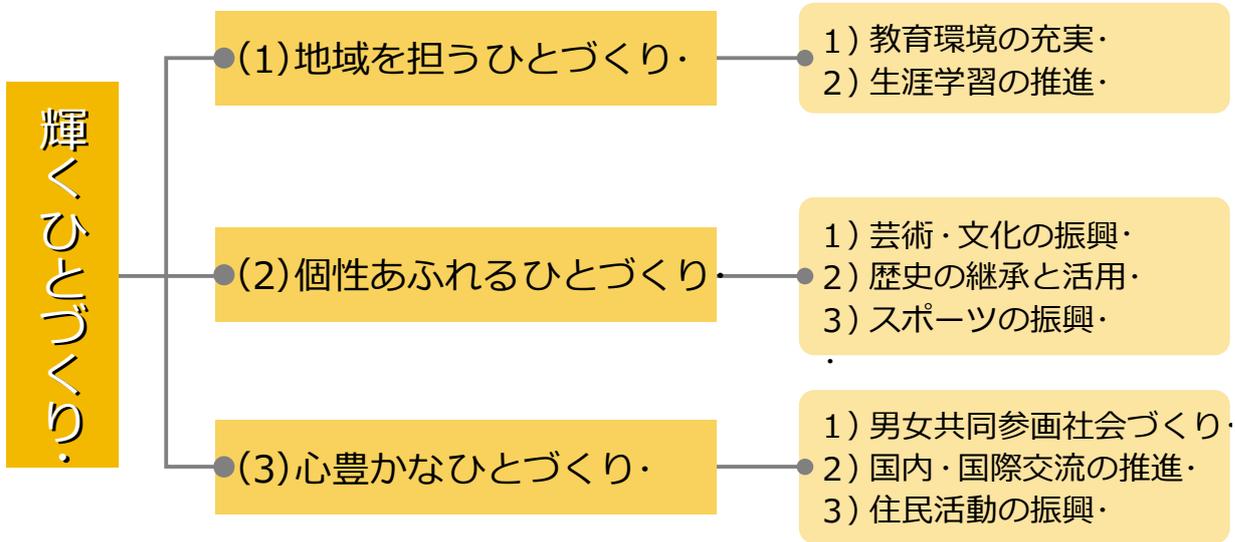
- ◎地域福祉の推進
- ◎健康づくりの推進
- ◎高齢者支援の充実
- ◎障害者等支援の充実
- ◎子育て支援の充実
- ◎バリアフリーのまちづくり

- ボランティア団体等活動支援事業
- 地域福祉人材育成事業
- 障害者等自立生活支援事業
- 子育て支援推進事業
- 地域保健福祉サービス拠点整備事業
- 高齢者自立生活支援事業
- 健やか保育サービス推進事業
- バリアフリーのまちづくり推進事業

- ◎市民参画の推進
- ◎行財政の効率化とサービスの向上

- 広報広聴総合推進事業
- 市民との協働推進事業
- 政策評価システム導入事業
- 地域振興計画策定事業
- 市庁舎整備事業
- 支所・出張所等総合拠点整備事業

1 輝くひとづくり



(1) 地域を担うひとづくり

地域資源を活かし、活力ある地域を育てる推進力の中心は「ひと」です。明日の新市を担う子どもたちの個性を伸ばし、心豊かな人間性を育てる教育環境を充実するとともに、市民の多様な学習意欲に適切に対応する生涯学習環境の実現をめざします。

1) 教育環境の充実

少子化が進行する中、新市が将来にわたり活力に満ちた地域社会を形成して行くため、次代を担う子どもたちの教育環境の充実に努め、個性を伸ばし適性に応じた柔軟な教育を地域と連携して推進します。

- ① 個に応じた適切な教育をめざし、一人ひとりのよさや可能性を伸ばす創意ある学習指導方法の充実に努めるとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。また、郷土の歴史や文化を学び、自然とふれあう体験学習などを実施するとともに、学校、家庭、地域社会との連携を図り、地域ぐるみでの青少年の育成や学習環境の充実に努めます。
 - 特色ある学校づくり事業
 - 青少年健全育成事業
- ② 国際化の進展により語学教育が重要となっており、外国語指導助手をはじめ市内在住の外国人や留学生、海外生活経験者などによる生きた語学教育を推進し、国際社会で活躍できる人材を育成

します。

- 外国語教育推進事業

- ③ 教育施設の老朽度、耐震性等の現状を把握したうえで、学校・幼稚園整備方針と、それに基づく整備計画を作成し、これを基に必要性の高い施設から計画的に整備を進めます。同時に新築・改築・大規模改造などの機会に併せて順次バリアフリー化を推進し、最終的には全教育施設での実現をめざします。

- 教育施設整備事業
- 教育施設バリアフリー化推進事業

- ④ 学校、家庭、地域との連携による児童生徒の交通安全対策と学校安全の推進に努めるとともに、児童生徒の健全な心身の発達を促す学校保健、学校環境衛生管理の徹底を図ります。学校給食については、新市において一体的な給食を行うこととし、高度な安全性を実現するドライ方式のセンター化を推進するとともに、地場産品を積極的に取り入れ、その内容の充実に努めます。

- 学校給食センター整備事業

2) 生涯学習の推進

市民が生涯にわたり年齢や意欲に応じた学習に取り組み、創造性や文化性といった豊かな心を育みながら自己実現を図ることができる生涯学習環境を整備します。また、地域の活性化、まちづくり、芸術・文化の振興等のさまざまな分野で活躍する人材の育成に努めます。

- ① 新市全域にわたって生涯学習ができる環境を整備するため、その中核となる施設を整備します。また、公民館や地区コミュニティセンター、集会所などを地域の生涯学習拠点として整備・充実させるとともに、各施設間の役割分担や、ネットワーク化を図ります。

- 生涯学習センター整備事業
- 生涯学習地域拠点施設整備事業

- ② 地域の特色を活かし、さまざまな学習意欲に対応した各種講座・講演会などを企画、実施するとともに、発表の場づくりや相互交流の機会を充実します。また、長崎ウエスレヤン大学などの関係機関との連携を図るとともに、市民グループなどの活動状況を含め生涯学習に関する情報の収集、提供、相談等をきめ細やかに行う支援体制の強化に努めます。

- 生涯学習支援事業

- ③ 市民の学習意欲に応える特色ある図書館づくりを進めるとともに、各地域の公民館図書室等の整備充実を図り、学校図書館や長崎ウエスレヤン大学図書館などとの連携を強化し、市民が多様な図書館サービスを受けられる体制づくりに努めます。

- 図書館ネットワーク整備事業

(2) 個性あふれるひとづくり

個性あふれる市民の積極的で創造的な活動は「まち」に活力と活気をもたらします。各地域で育まれた歴史や文化を大切に保存継承するとともに、日々の生活の中で豊かな芸術環境に親しみ、多様なスポーツを楽しむ、ゆとりある生活環境の実現をめざします。

1) 芸術・文化の振興

内外の高度な芸術・文化にふれる機会や自ら創作等に参加する土壌づくりを行い、市民が多様な芸術・文化を楽しみ親しめる環境づくりに取り組みます。また、個性と創造性にあふれる人材の育成に努め、文化の薫り高いまちづくりをめざします。

- ① 各種公民館講座などにより芸術・文化活動の幅広い浸透を促進するとともに、文化振興団体や自主的な活動グループなどを育成・支援し、連携を促進します。また、市民が自ら行う芸術・文化活動を促し、市民の作品の鑑賞や交流、発表機会の充実など芸術・文化に親しめる環境づくりを進めます。
 - 文化活動振興事業
- ② 郷土出身の芸術家の作品や郷土を題材とした作品、諫早藩ゆかりの現川焼のコレクションなど既に収集されている芸術・文化作品を市民が身近に鑑賞できる環境づくりと、新市の自然環境・文化・歴史・風土を体系的に理解する場を整備します。また、それぞれの地域に特有な歴史文化の理解の場として郷土資料コーナーなどの整備を進めます。
 - 歴史文化館整備事業
- ③ 内外の高度な文化にふれる機会を創出するため、市民が企画段階から参加する自主企画公演事業の支援や、一流アーティストとの共演など、身近に芸術文化にふれることができる機会づくりに努めます。
 - 芸術・文化自主企画事業
- ④ 新市は浪漫派詩人の伊東静雄や芥川賞作家の野呂邦暢、書家広津雲仙や洋画家野口弥太郎など国内外で活躍した芸術家が輩出された地です。偉大な先人たちを顕彰する「菜の花忌」「菖蒲忌」「ミモザ忌」の開催、「伊東静雄賞」などの関連行事を通じ、市民にその作品にふれる機会を提供するとともに、新市が有する芸術・文化の広域的な情報発信を進めます。
 - 芸術・文化情報発信事業

2) 歴史の継承と活用

1,000メートルを超える多良山麓や広大な干拓平野、特性を異にする有明海、大村湾、橘湾など特色のある自然環境は、新市の多様な風土と文化を育んできました。また、縄文時代から弥生・古墳時代の多くの遺跡や古代の条里制、江戸時代の長崎街道や島原街道、諫早街道など後世に引き継ぐべき歴史遺産が数多く存在します。これら風土や文化、歴史を理解し、護り活かすことで、郷土愛や誇りを育み、伝統文化や歴史の息づくまちづくりをめざします。

- ① 地域に残る浮立、のんのご皿踊り、ペーロンなどのさまざまな伝統芸能や行事を大切に後世に伝承するとともに、これらを市民が体験できる機会づくりを行います。
 - 伝統文化保存・継承事業
- ② 地域の歴史・文化の理解と共有を図るため、地域の歴史を掘り起こすとともに、体系的に整理し、子どもたちや地域住民に情報を提供します。また、関係団体と連携協力し、「日新記」などの諫早家関連古文書の解読や、その他歴史資料等の発掘、収集に努めるとともに、市民への情報提供に努めます。
 - 地域の歴史発掘事業
- ③ 新市は、古くから長崎街道や島原街道、諫早街道が交わる交通の要衝として栄えた歴史を有しています。これを受け継いで、沿線に残る遺跡や神社仏閣、古戦場などさまざまな歴史遺産を総合的に紹介し、パンフレットや説明板の設置などによる「歴史散策」ルートづくりを推進します。
 - 歴史街道整備事業

3) スポーツの振興

市民の日常的なスポーツ活動は、心身にわたる健康づくりだけでなく、市民間の交流・親睦の有効な手段となります。また、競技スポーツにおける郷土代表の活躍は市民に感動を与えます。こうしたスポーツの振興に向けた取り組みを推進します。

- ① 市民の健康増進、余暇活動の充実を図り、市民間の交流・親睦を促進するため、利便性にも配慮した運動施設の整備とスポーツイベントの充実を図ります。
 - 運動施設整備事業
 - スポーツ活動交流振興事業
- ② 競技力の向上と技術水準のレベルアップを図るため、各種スポーツ大会の開催やスポーツ団体、学校などへの支援の充実に努めます。
 - 競技力向上対策事業
- ③ だれもが気軽に楽しめる軽スポーツの普及・振興を図り、市民が生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりに努めます。
 - 市民スポーツ・レクリエーション環境整備事業

(3) 心豊かなひとづくり

お互いの個性や多様な価値観、生き方を認め合う地域社会づくりを推進することにより、市民一人ひとりの活力に満ちた生活が実現します。人権を尊重する意識を醸成することはもちろん、市民が地域への愛着を持ち、ともに地域を支え合う、「心豊かなひとづくり」をめざします。

1) 男女共同参画社会づくり

市民一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、職場、地域などが一体となった市民と行政の協働による取り組みを推進します。

- ① 女性の社会進出や能力発揮の障害となっている固定的な性別役割分担意識をなくすため、女性だけでなく、男性も集い、男女の問題解決に向けての意識を育てる場、情報受発信の拠点として、男女共同参画推進センターの整備を推進します。また、両性の平等意識を醸成するため、フォーラム、講演会、研修会等の開催や広報誌の発行など、さまざまな機会をとらえ、さまざまな媒体を通じた啓発を推進します。
 - 男女共同参画推進センター整備事業
 - 意識啓発推進事業
- ② 各種審議会等の委員への女性の積極的な登用など、行政における政策・方針決定の場への女性の参画を促進するとともに、研修会の開催など女性の能力開発への支援の充実を図ります。
 - 人材育成推進事業

2) 国内・国際交流の推進

文化や歴史、風土、習慣などが異なる地域や国々の人たちとのふれあいや交流は、お互いの違いを認め合いつつ、自己の認識や考え方、暮らし方などを顧みる機会となります。幅広い見識と国際的視野を有する人材を育成するため、国内・国際交流を推進します。

- ① 国際文化の理解を図るため、市内在住の外国人や留学生などとの交流を促進し、文化や伝統、生活習慣等に関する相互理解を深める場づくりを行います。また、国際交流グループや関係団体、在住外国人や留学生、海外生活経験者などと連携・協力し、一層の国際交流体制の充実に努めます。
 - 国際交流推進事業

- ② 学校教育の場における国際理解教育を推進するとともに、語学研修施設を有する長崎ウエスレヤン大学等との連携により、市民の外国語習得を支援する環境づくりを進めます。
 - 市民外国語習得支援事業
- ③ 全国に散らばる郷土出身者やゆかりの深い人などを「ふるさと市民」として登録し、地域の話題やイベント情報の提供、特産品紹介といった郷土情報の提供を検討するとともに、郷土出身者の親睦団体などとの交流を図ります。
 - ふるさと市民連携事業

3) 住民活動の振興

社会経済情勢の変化や市民生活の多様化は、さまざまな課題をもたらし、それらに行政のみで対応することは難しくなっています。このため、町内会・自治会や事業所、各種団体をはじめ市民一人ひとりが地域社会へ主体性をもって積極的に関わることが求められています。市民や団体の自主的なまちづくり活動を支援するとともに、これらを支える人材の育成に努めます。

- ① 町内会・自治会活動をはじめ地域自治の振興は、特色と活力ある地域づくりを行うために不可欠であるため、集会所などの活動拠点の整備を推進します。また、地域が抱える課題について解決策等を住民自らが検討、提案し、実践する取り組みを支援します。
 - 地域コミュニティ活動促進事業
- ② 地域福祉や生活環境の改善など住みやすい地域社会づくりを推進するため、市民グループ等の自主的なまちづくり活動やボランティア活動を支援します。また、専門的な技術や知識、資格、人脈、ノウハウを持つ市民の登録を呼びかけ、市民の要望に応じて紹介、派遣などを行う仕組みの整備を図ります。
 - 市民まちづくり活動支援事業
 - まちづくり人材育成事業

2 活力ある産業づくり



(1) 農林水産業の活性化

農林水産業を育む充実した自然環境は、新市が有する最も重要な地域資源です。現在の農林水産業は厳しい環境に置かれていますが、地域の人材と英知を結集した再生への取り組みを進め、環境と共生・調和した農林水産業をめざします。

1) 農業の振興

農業を取り巻く環境は、輸入農産物の増大等による価格低迷や、農業就業者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など厳しい状況にあります。新市が有する最も重要な地域資源を地域の英知を結集して活かすため、農業者、関係団体・機関と連携を図りながら、新市の農業の再生・活性化を推進します。

- ① 新市における農業の中核的な担い手となる認定農業者の総合的な育成とその拡大を推進します。また、新規就農者、UJIターン就農者、青年農業者や女性農業者の育成を図るとともに、退職者等高齢者の農業への参入を促進し、多様な担い手により農業・農村の活性化を図ります。

- 認定農業者育成事業
 - 女性・高齢者等就農支援事業
- ② 無農薬や減農薬、有機農業等の導入を進めるとともに、エコファーマー（環境保全型農業に取り組む農業者）制度等を推進し、安心・安全な農産物づくりを進めます。また、地域の農業や食文化への市民の理解と地元消費を促進する「地産地消」への取り組みや都市と農村の交流を進めるとともに、消費者の嗜好や市場の動向等を調査・分析して生産・流通戦略に活かすマーケティング機能の強化に向け取り組みます。
- 地産地消推進事業
 - 地場産品販売拠点整備事業
 - グリーンツーリズム推進事業
 - 生産流通マーケティング事業
- ③ 農地の流動化や集団化による経営規模の拡大、生産組合や請負組合等の組織化とともに法人化を支援します。また、新市の農業全体の生産流通体制を省力化、効率化する集出荷、選果、貯蔵等の施設整備や市場機能の強化、水田や畑地の区画整理、農道、かんがい排水、ため池、地盤沈下対策等の農業基盤の整備を推進し、高収益・高効率の農業生産基盤の確立を図ります。
- 農業流通施設整備事業
 - 農業基盤整備事業
 - 卸売市場整備事業
- ④ 水田農業の振興については、「地域水田農業ビジョン」を作成し、総合的な振興を図ります。ばれいしょ、にんじん、たまねぎ等の畑作物やみかん、びわ等の果樹については引き続き生産の振興を推進するとともに、市場性のある新規作物の導入とアスパラガス、いちご、花き等施設園芸等の高付加価値型農業の拡大に努め、新たな産地の育成を図ります。また、輸入農産物や産地間競争に打ち勝つため、農産物の高付加価値化やブランド力の確立、育成、向上を図ります。
- 共同利用機械整備事業
 - 園芸施設整備事業
 - 農産物ブランド力育成推進事業
- ⑤ 農業・農村は、水源かん養や国土保全機能、美しい田園景観など多くの多面的機能を有していることから、その保全を図るとともに、集落環境の整備を推進します。また、中山間地域等の耕作放棄地の解消に向けて総合的な対策を検討、実施します。
- 農村総合整備事業
- ⑥ 畜産については、優良系統への斉一化を推進し、安定的な生産と品質の向上を図り、畜産経営の合理化を推進します。また、環境保全型畜産の確立と、地域における総合的な循環型農業を推進します。
- 畜産振興事業
- ⑦ 地場農産物等を利用した農産加工等の起業は、地域の新たな雇用機会の創出や地域農産物の需要の拡大等、地域の活性化にも貢献することが期待されることから、農業者等の起業活動への支援

を行います。

- 地場産品生産拡大事業

2) 林業の振興

森林は、国土の保全・水源のかん養・自然環境の保全・保健林養・地球温暖化防止・木材の供給等の多面的な機能を有していることから、長期的な視点で適正な森林の保護、整備を推進し、豊かで多様な森林環境づくりと林業の振興に取り組みます。

- ① 林道などの営林基盤を整備し、優良材を産する森林づくりを行うため、造林、育林、適正な間伐等を推進し、環境にやさしい循環素材である木材の生産基盤づくりを進めます。また、伐木や集材等を行う高性能機械の導入により、低コスト林産システムの構築を支援します。
 - 林道整備事業
 - 高性能林業用機械導入事業
- ② 林業経営の多角化と安定を推進するため、シイタケや炭など林産物の生産を促進するとともに、新たな林産物の開発や導入を進めます。
 - 林産物開発導入促進事業
- ③ 森林の治山・治水機能の維持・強化や多様な生態系の保全に資するための複層林化・広葉樹化を推進します。また「市民の森づくり構想」（37頁参照）と連携し、美しい森林景観の創出、自然に親しめる憩いの場など、いやしの空間づくりを推進し、森林のレクリエーション的利活用を図ります。
 - 広葉樹植栽事業
 - いやしの森林空間整備事業
- ④ 近年の自然環境に関する市民の関心の高まりに対応して、下草刈り、間伐等を行う森林ボランティア活動を積極的に促進するとともに、そのリーダーとなる人材の育成に努め、市民参加の森林づくりを推進します。
 - 市民参加型森林育成事業

3) 水産業の振興

潟海の有明海、琴の海と形容される大村湾、外海である橘湾と、特性の異なる三つの海を有する新市では、特色ある漁業が営まれています。生活排水の流入等による漁場環境の変化に伴う生産性の低下が課題となっています。このため、漁場環境の改善を図るとともに獲る漁業から「つくり育てる漁業」への転換を推進し、水産業の活性化を図ります。

- ① 各海域の特性に応じ、人工魚礁や幼稚魚増殖場、藻場、覆砂漁場等の造成、タイラギ・アサリ等の移植やアワビ、ウニ、ナマコ、クルマエビ、ヒラメ等の種苗放流を推進し、水産資源のかん養を図ります。併せて、カキ等の養殖など新たな漁業の創出を図ります。また、生産性の低下した海域での水産資源の生息環境の積極的な保全により漁場機能の回復を図るとともに、漁場環境保全意識の向上に努めます。
 - 魚礁設置事業
 - 増殖場造成事業
 - 栽培漁業推進事業
 - 漁場再生特別対策事業

- ② 漁業の近代化、効率化、安全性の向上を図り、漁港や関連道路等の生産基盤の整備・充実に努めるとともに、漁業集落の生活環境の整備を促進します。また、鮮魚介類や水産物加工品について、ブランド化やマーケティング、「地産地消」への取り組みを推進するとともに、高付加価値化を図る加工・流通施設などの整備を進めます。
 - 漁港施設整備事業
 - 漁業集落環境整備事業
 - 水産物ブランド力育成推進事業
 - 水産加工施設整備事業

- ③ 沿岸漁業の将来の姿や地域資源としての沿岸海域の活用のあり方について、複合的経営の可能性や観光漁業への展開、レクリエーションやスポーツ、いやし空間の創造といったさまざまな視点から新たな「海」の価値を調査研究するとともに、その産業化を推進します。
 - 海の価値創造事業

(2) 商工業の活性化・雇用対策

厳しい雇用環境に対応して、地域の経済基盤の強化と活性化が求められています。地域経済を支える地場の中小企業の経営安定に努め、新たな事業展開を支援するとともに、地域経済の拡大と活性化のための企業立地を進め、安定した雇用環境の確立に努めます。

1) 中小企業の振興

新市の事業所の約8割は従業者数10人未満の地場の中小企業で地域経済の主要な担い手となっていますが、経営基盤は全般的に脆弱で、産業構造の高度化や情報化、消費者ニーズの多様化など経済環境の変化への対応の遅れも目立ちます。これらの環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、経営基盤の改善・強化に努めるとともに、新たな事業分野の開拓を支援し、中小企業の経営の安定を図ります。

- ① 中小企業の経営安定や設備の近代化、事業の拡大等に対する資金調達の円滑化を図るため、低利融資や信用の補完を行います。また、商工団体や関係機関と連携し、経営診断や経営指導、経営相談の充実や各種情報の提供等に努め、経営感覚に優れた人材を育成するための研修制度を充実し、中小企業の経営体質の改善を促進します。
 - 中小企業経営改善支援事業
- ② 中小企業が人材や設備、技術、情報など限りある経営資源を補完し合うための組織化や共同化を支援し、経営の合理化や高度化を促進します。また、パソコンの活用による省力化やインターネットを利用した各種情報の受発信など中小企業の情報化を支援します。
 - 中小企業情報化促進支援事業
- ③ 急速な技術革新や消費者ニーズの多様化に対応して、中小企業が実施する新分野への進出や新商品の開発などを支援するとともに、中小企業の技術力向上を図るための人材育成を支援します。また、産学官の連携による異業種交流を展開し、中小企業が持つさまざまな技術やノウハウを融合して、新しい製品やサービスの開発を促進します。
 - 新事業創造活動支援事業
 - 人材育成支援事業

2) 工業の振興

経済のグローバル化と長引く景気の低迷により、諫早中核工業団地などに立地している金属や一般機械・電気機械器具などの関連製造業は大きな影響を受けています。新市の交通条件などの優れた立

地環境を活かして地域経済の根幹となる工業の振興を図ります。

- ① 新市の優れた交通条件や人材などの立地環境を活かして、新たな企業立地の受け皿として、産業用地や道路、港湾、工業用水などの産業関連基盤施設の整備を推進し、企業の立地を促進して雇用の拡大を図ります。
 - 諫早流通産業団地整備事業
- ② 今後成長が期待される分野の企業や雇用吸収力の高い企業など地域経済の活性化に寄与する企業の誘致を積極的に推進します。また、県や県産業振興財団など関係機関との情報ネットワークを構築するとともに、誘致企業に対する優遇措置等の支援体制の充実を図り、企業の立地を促進します。
 - 雇用拡大型企業誘致促進事業
- ③ 企業の生産性の向上と製品の高付加価値化を推進するため、技術研修等人材育成への支援による企業の技術力の向上や情報化および新製品や新技術の開発を支援し、また、大学や県工業技術センターなどの公設試験研究機関、県産業振興財団などの協力による技術支援体制の充実を図り、社会経済環境の変化に対応できる競争力の強い企業への転換を推進します。
 - 新製品・新技術開発支援事業

3) 商業・サービス業の振興

卸売・小売・飲食等の商業とサービス業は、事業所数で新市全体の74%を占め、地域経済の中心的な役割を果たしていますが、広域的な交通網の充実に伴う消費者の周辺都市への流出等により活力が低下しています。魅力ある商業環境の整備や活気と賑わいのある商店街づくりを推進し、商業・サービス業の活性化を図ります。

- ① 人々が集まり憩いふれあう場として、中心市街地においては、中心市街地活性化基本計画に基づき、広域的な商圈の中心としての商業機能と都市機能の重点整備を推進します。また、周辺地域においては、各地域に密着した個性的で魅力ある地域商店街づくりを、ソフト・ハード両面から商業者と行政、商工団体、市民が一体となって推進します。
 - 中心市街地活性化推進事業
 - 地域商店街活性化支援事業
- ② すべての市民が安心して快適に買物や散歩を楽しむことができるよう、バリアフリー化や歩道、公園の整備等を推進するとともに、図書館や公園等公共施設と商店街との間の回遊性を高め、うるおいと安らぎのある商店街の環境づくりに努めます。また、公共交通機関の充実や歩道、自転車道、車道、駐車場の整備等を通じて、住宅地から商業地へのアクセシビリティを高め、集客力の向上を図ります。
 - 商業環境整備事業

- ③ 地域の特色あるイベントの開催を支援し、賑わいのある商店街づくりを推進します。また、空店舗等を活用し、意欲のある新たな事業者を生み育てる環境づくりを支援し、活気のある商店街づくりを推進します。

●賑わいのある商店街づくり推進事業

- ④ 消費者ニーズの多様化に対応した新しいサービスの提供や情報発信事業、人にやさしい店舗づくり、接客等サービスの質的向上など、商店街自らが行うまちづくりや共同事業等を支援し、消費者サービスの充実を図ります。

●消費者サービス向上支援事業

4) 雇用対策

産業構造の転換や長引く不況などにより雇用環境は非常に厳しい状況にあります。また、終身雇用制度や賃金体系の見直し、派遣労働の拡大など労働環境も大きな曲がり角に差しかかっており、就職の円滑化やさまざまな働き方に対応した働く場の充実を図ります。

- ① 国や県等関係機関と連携して、新規学卒者やUJIターンなど市内就職希望者への求人情報の提供や企業説明会を実施するとともに、市内企業に対する理解と認識を深めるための職場見学会や職場体験の実施を通じて、市内就職の促進を図ります。また、公共職業安定所等関係機関と連携して、求職者に対する職業相談・指導など就業支援体制の強化を図ります。

●就業支援体制強化事業

- ② 職業能力開発促進センター等関係機関と連携し、未就職の新規学卒者や離職者、転職者および中小企業等の労働者に対し、必要な技能と知識を習得させるための職業訓練等を推進します。

●職業訓練等推進事業

- ③ 企業誘致や地場企業の活性化支援による雇用の拡大を図るとともに、高齢者や子育てのために離職した女性等の知識と経験を活かした雇用機会の拡大を図ります。また、障害者の雇用を促進するため、法定雇用未達成企業に対する指導・啓発に努めます。

●高齢者等雇用機会拡大推進事業

- ④ 余暇の有益な活用や健康の維持増進、生涯学習の推進など勤労者のニーズに対応した勤労者福祉施設の整備充実を図ります。また、中小企業の労働時間短縮への取り組みや労働安全・衛生対策への支援など職場環境の整備を推進します。

●勤労者福祉施設整備事業

(3) 観光・物産の振興

新市は、豊富な自然環境や地場産品、多様な風土に育まれた文化遺産や歴史遺跡、特色ある祭りや伝統芸能を数多く有しているほか、観光交流拠点となる施設を各地に有しています。こうした各地域の資源を活かし、特色ある観光・物産の振興に努めます。

1) 観光・物産の振興

- ① 史跡・文化財、歴史ある祭りや行事、公園や温泉、諫早湾干拓地やその関連施設、豊かな自然、食文化など新市固有の観光資源の活用・整備・育成を図り、観光資源としての価値を高めます。また、県内主要観光地間の結節点としての特性を活かした新たなイベントや、農業・漁業等との連携による体験型観光の推進を図るとともに、規模の大きいスポーツ大会や会議、各種研修会などの積極的な誘致とその受入体制の整備充実に努めます。
 - 自然・体験型観光開発事業
 - コンベンション誘致強化事業
- ② 多様化する観光客のニーズに対応し、案内板や休憩施設、トイレ、駐車場などの観光基盤施設を整備するとともに、近隣の各観光地をネットワーク化し、広域交通の拠点としての利便性を活かした広域的な観光レクリエーションルートの確立をめざします。
 - 観光拠点施設整備事業
 - 観光施設ネットワーク化推進事業
- ③ 観光客に対するサービスの向上を図るため、公共交通機関やタクシー、宿泊施設、飲食店など観光にかかわる事業所や一般市民の観光客受け入れ意識の向上に努めるとともに、観光ボランティアガイドなどの育成を推進します。
 - 観光ボランティアガイド育成事業
- ④ 観光振興団体や関係機関と連携し、高度情報化に対応した多様な広報媒体の活用による観光情報の提供や観光パンフレットの充実、観光キャンペーン実施などを積極的に展開し、観光客の誘致を推進します。
 - 観光情報発信事業
- ⑤ 新市で生産される多種多様な加工食品や工芸品等特産品・土産品の一層の知名度向上と販路開拓に努めるとともに、消費者のニーズに適応した新たな産品・商品の研究・開発を支援します。また、地場産品の総合的な展示販売の拠点づくりを推進し、生産者の組織化を支援します。
 - 地場産品振興支援事業
 - 地場産品販売拠点整備事業（再掲）

(4)新たな産業の創造

経済の国際化やソフト化、高度情報化など地域産業は構造的な変革を迫られています。活力に満ちた安定的な地域社会を維持・発展させるため、大規模な干拓農地をはじめとする地域資源を最大限に活用した地域内発型の新たな産業活力づくりを積極的に推進します。

1) 新たな産業活力の創出

これまで地域社会を支えてきた農林水産業や中小の製造業、商業などでは困難な課題を抱え、閉塞感が強まっています。業種や産業間の垣根を越えて地域の人材や技術、資本、ノウハウなどの融合・連携による高付加価値化と新製品開発を促進し、新たな成長分野への重点的な取り組みを進め、将来に展望が拓ける新たな産業活力の創出を推進します。

- ① 地域資源である地場の農林水産物などを素材として、生産者をはじめ地域加工業者や商業者などが参加する新たな地場特産品の開発を担う専門組織や、生産から品質管理、加工、販売までを総合的に管理する体制の構築を検討します。
 - 地場産品開発製品化センター整備事業
- ② 森林施業により発生する間伐材を活用し、多様な製品開発等を推進するとともに、バイオマス(生物有機体を利用したエネルギー資源化) 事業化に向け、県等と連携して調査研究を推進します。
 - 間伐材等バイオマス事業
- ③ 農林水産業者や製造業者、商工業者、デザイナー、研究者などの異業種間の交流により、おののが有する技術やアイデア、デザイン力、人材などを融合して新たな製品開発や新分野への進出を推進するとともに、起業化を促進します。
 - 異業種交流促進事業
- ④ 高度情報通信の基盤整備に伴い、企業の管理部門などの地方立地が進展していることから、県や県産業振興財団等とも連携して事務所として利用可能な民間建築物等の把握と情報発信に努めます。また、雇用者数などを基準とする企業誘致奨励制度を検討するなど、雇用効果の高い企業の誘致を促進します。
 - 企業立地情報発信事業
- ⑤ 市場規模が大きい半導体メーカーが立地しているほか、いさはやコンピュータ・カレッジや長崎ソフトウェアセンターなどコンピュータ関連の教育・研修施設が立地している特性を活かし、若者の雇用が多く見込まれる情報産業分野の人材育成と関連企業の誘致を推進します。また、このような施設や人材を活用し、立地企業等と連携しながら、新たな技術を学び交流する場づくりを検討します。
 - 情報関連産業活性化推進事業

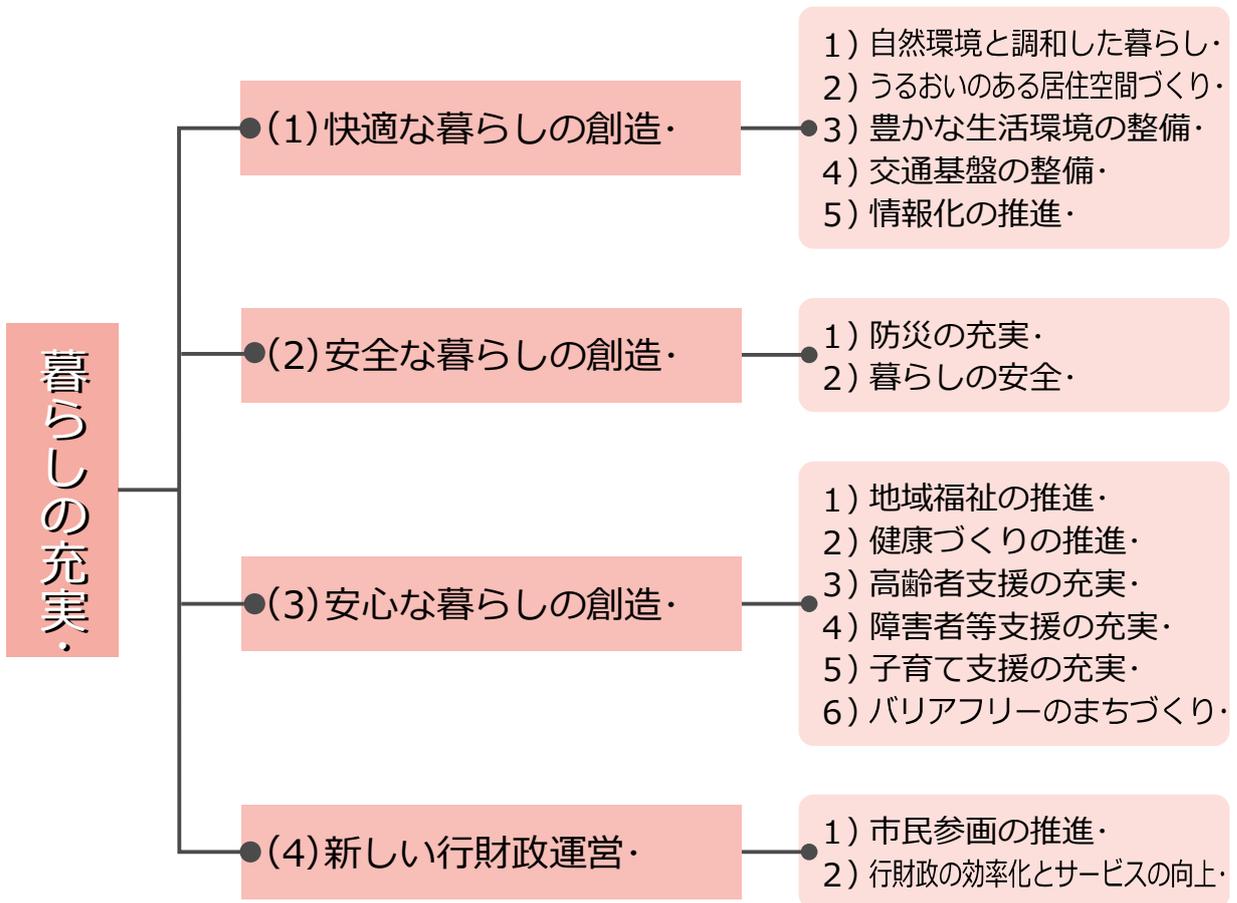
- ⑥ 地域住民等が主体となり、自らの経験や知識を活かして地域に密着した生活関連サービスや福祉サービスを行う「コミュニティビジネス」や、農林水産業をはじめあらゆる産業分野での革新的・創造的な起業を促進する新たな取り組みを検討します。
- コミュニティビジネス育成支援事業
 - 起業化促進支援事業

2) 干拓資源の活用

最先端農業を可能にする大規模な優良農地をはじめ干拓堤防道路や調整池、自然干陸地など国営諫早湾干拓事業によって生み出される干拓資源は、新市の新たな活力源となるものです。周辺の様々な施設や生活文化、田園景観などの地域資源と一体的に、地域経済を牽引する活力拠点づくりを国、県と連携して推進します。

- ① 国営諫早湾干拓事業により造成される干拓農地において、先進農業者の参画を促進し、大規模農業や環境保全型農業など最先端の農業経営を実現するリーディングプロジェクトを、国、県と連携して推進します。
- 干拓農地リーディングプロジェクト事業
- ② 国内では稀な海を横断する諫早湾干拓堤防道路や自然干陸地・水辺等での多様なレジャー・レクリエーション環境の整備など、諫早湾地域の総合的な振興を国、県と連携して推進し、周辺の干拓の里や白木峰高原、轟溪谷、山茶花高原などと一体となった新たな観光レクリエーション拠点づくりを検討します。
- 諫早湾地域資源利活用推進事業
- ③ 干拓農地や調整池を中心に自然と共生する環境創造型の「農と緑と水辺空間」づくりを推進するとともに、優れた田園景観を計画的に創出し、農業を主要テーマにゆとりと田園を楽しむ余暇利用施設づくりや、都市住民が農業の有する多様な楽しみや癒し効果などを享受できる交流型農業農村づくりを推進します。
- 農と緑と水辺空間整備事業
 - 干拓田園景観創出事業
 - 交流型農業農村づくり事業

3 暮らしの充実



(1) 快適な暮らしの創造

新市は多様で豊かな自然環境と各地域で特色ある住環境を有しています。市民生活の利便性を高め、暮らしの多様な楽しみと快適な生活基盤の充実を図り、環境と共生・調和した市民生活の実現をめざします。

1) 自然環境と調和した暮らし

大量生産、大量消費、大量廃棄を前提としていた社会生活を見直し、自然環境と調和した暮らしを実現する環境づくりを市民と事業者、行政それぞれが責任を果たしながら進めます。

- ① 多良山系の広大な森林や生活に身近な里山、農地は、水源かん養機能をはじめ生物の多様性、景観の形成などの多面的な公益機能を有していることから、新市の自然環境の維持・保全を図るた

め、開発については適正な土地利用と自然環境に配慮するよう指導します。また、その保全活動に対し市民やNPOなどの積極的な参加を促進します。

- 自然環境保全活動団体等連携事業

- ② 新市の環境情報を総合的に提供する「環境白書」を定期的に公表するとともに、小中学校における「こどもエコクラブ」事業や環境アドバイザーの育成など環境学習活動を推進します。また、リサイクル活動など市民の環境活動の拠点となる総合的な環境教育の場を整備します。

- 環境教育推進事業
- 環境教育拠点整備事業

- ③ 自然や生きた科学を学び、市民がふれあい、交流し、心身のリフレッシュを図る場として、多良山麓の富川溪谷から白木峰高原、いこいの森、轟溪流、山茶花高原ピクニックパークに至る広大な森林地域を「市民の森」として位置付けます。ここでは、複層林化や広葉樹の育成、散策道の整備等を重点的に進めるとともに、国立諫早少年自然の家などと連携を図りながら、森林環境のより一層の保全、活用を図ります。

- 市民の森づくり構想

- ④ 雲仙岳を間近に望み、広大で良好な景観を有する唐比海岸から有喜港、早見海岸、江ノ浦港、結の浜マリナーパーク、池下港に至る橘湾岸海域を「市民の海」として位置付け、市民が身近に「海」の自然環境に親しみ、レクリエーションを楽しむことができる環境づくりを推進します。

- 市民の海づくり構想

- ⑤ 伊木力から大草、喜々津、貝津久山までの大村湾岸地域は、琴の海と形容される波静かな海や起伏に富んだ海岸線、海の玄関口となる港湾施設や内航海運、良好な住宅地、漁業や農業と調和した田園景観など恵まれた環境を有しています。海、山、川を一体として捉えた総合的な環境保全を推進し、湾内の水環境の改善を図るとともに、産業、暮らしが調和した多様で豊かな居住環境を実現する「海と暮らしの創造空間」づくりを推進します。

- 海と暮らしの創造空間づくり
- 大村湾環境保全事業

- ⑥ 新市には全域にわたって河川や水路、海岸など多くの水辺空間が分布し、貴重な動植物が多く生息しています。これらの水辺空間を保全するとともに、水にふれ親しめる水辺環境を整備することで、人にも生物にもやさしい水環境づくりを推進します。

- 人と生き物にやさしい水環境創造事業

- ⑦ ごみの発生・排出の抑制やリサイクル（再資源化）などの環境意識の醸成に努めるとともに、ごみの分別収集を徹底し、循環型の地域社会づくりのため市民と事業者、行政が相互に協力して取り組みます。

- ごみゼロ都市推進事業

- ⑧ 新市は、飲料水や工業用水の多くを地下水に依存していることから、その主な水源地域である多良山麓の森林地帯の適正な保全を図るなど、水源かん養に関する取り組みを推進します。また、

浸透ますの活用など雨水の地下浸透や有効利用を推進するとともに、干拓地域における農業用揚水の抑制、調整池の水質の改善及び水の利活用など農業用水の安定的な供給等に関する調査研究を行い、地盤沈下を含めた総合的な対策を検討します。

- 水源かん養事業
- 地盤沈下総合対策事業

⑨ 河川や海域などへの環境負荷を軽減し、水質汚濁の改善と快適な市民生活の実現を図るため、公共下水道や農業・漁業集落排水、浄化槽等による生活排水対策を推進するとともに、これら処理施設の高度処理化を促進し、処理水の再利用や河川水路等の維持用水への循環などを推進します。

- 生活排水総合対策事業

⑩ 地球環境に配慮した地域社会づくりを推進するため、風力発電や太陽光発電等のエコエネルギー施設などを活用した環境教育を促進するとともに、市民と事業者、行政等が連携して省エネルギーへの取り組みを推進します。

- 地球温暖化対応率先活動事業

2) うるおいのある居住空間づくり

緑豊かで四季折々の草花で彩られた居住環境を実現するため、身近な生活周辺から景観の見直しを進め、豊かな自然環境を活かした、美しい田園景観や街並み景観の形成に努めます。

① 個人住宅や事業所等の緑化を促進するとともに、地域花壇の整備等を支援することにより、緑と花につつまれたまちづくりを推進します。また、身近な里山や緑地の保全を市民参加のもと推進します。

- 住宅宅地緑化推進事業

② 道路や河川等の公共空間における緑化を推進するとともに、身近な道路や街路樹周辺を市民等に管理してもらい「公共空間里親制度（アダプト・プログラム）」を検討します。

- 公共空間里親制度推進事業

③ 地域特性に応じた景観形成を推進するため、魅力ある都市景観を誘導するガイドラインづくりに取り組みます。また、地区単位での緑化や景観形成を促進する緑化協定や建築協定、地区計画制度、まちづくり協定などに基づく取り組みを支援します。

- 景観形成ガイドライン作成事業
- 美しいまちづくり推進事業

④ 良好な田園景観を阻害している荒れ地等の再利用方策について、特に課題となっている地区を選定し、市民や地権者、自治会、関係機関などから成る検討委員会を設置し、総合的な解決策を調査検討します。また、これを通じて蓄積するノウハウをもとに全市的な田園景観の改善を推進します。

- 荒地再利用方策調査検討事業

3) 豊かな生活環境の整備

地域の特性やそれぞれの地域に根付いている暮らしを踏まえ、より快適で満足度の高い生活を実現するための生活環境や都市環境の整備を推進し、市民の多様な住まい方に対応する地域ごとに特色ある生活環境づくりを推進します。

- ① 安全でおいしい水道水を供給するため、地域の実情に即した水道施設の整備を推進します。また、本明川ダムや伊木力ダムなどからの計画的な利水を促進するとともに、新市全体の安定した給水体制の確立を図ります。
 - 上水道整備事業
 - 水源開発事業
 - 長崎県南部広域水道事業
- ② 清潔で住みよいまちや快適でうるおいのある生活環境を実現するため、生活排水対策事業を推進します。整備を進めるにあたっては、公共下水道、農業集落排水、浄化槽等それぞれの特性を生かしながら効果的で効率的な整備を促進します。
 - 公共下水道事業
 - 特定環境保全公共下水道事業
 - 農業集落排水事業
 - 漁業集落排水事業
 - 合併処理浄化槽設置整備事業
- ③ 市民の憩いとレクリエーションの場であり、身近な安らぎや交流の場となる公園・緑地については、その規模や配置、機能の分担等に配慮し、計画的な整備を進めます。また、具体的な公園設計や整備にあたっては子どもの意見を聞くなど市民の参加を促進します。
 - 合併記念公園整備事業
 - 地域交流拠点公園整備事業
 - 地区公園整備事業
- ④ 新市全域の秩序ある市街地の形成と既成市街地の活性化を図る総合的な土地利用計画を策定します。これに基づき、既成市街地の住環境の改善や良好な市街地の形成に向けた都市計画事業等を計画的に推進します。また、民間活力の導入も視野に入れ、地域の人口増加と活力の維持に資する対策を推進し、均衡ある新市の発展を図ります。
 - 土地利用総合計画策定事業
 - 土地区画整理事業
 - まちづくり総合支援事業
 - 市街地再開発事業
 - 新住宅市街地開発事業
 - 街路事業
 - 公営住宅整備事業
 - 都市下水路整備事業
 - 定住化住宅促進事業

- ⑤ 諫早駅周辺から市役所周辺に至る地区を新市の中心核となる中心拠点地区として位置付け、その都市機能の高度化と中心市街地の活性化、市民交流拠点づくりを総合的に推進します。また、それぞれの地域について支所・出張所等を中心とした地域交流拠点地区を設定し、地域住民の利便性を高め、ふれあいと交流の場にふさわしい環境を整備します。中心拠点地区と地域交流拠点地区との機能分担、相互補完、ネットワーク化を推進し、新市の一体化と均衡ある発展を図ります。
- 中心拠点地区総合整備事業
 - 地域交流拠点地区総合整備事業
- ⑥ 九州新幹線長崎ルート建設を見据え、諫早駅周辺について広域交通結節機能の利便性の向上と機能の強化を図るとともに、行政、医療・福祉機能の高度化や市民交流の拠点の一体的な整備を推進します。
- 広域交通拠点総合整備事業
- ⑦ 本明川水系をはじめとする河川、海岸、緑地などを活用し、サイクリングロードやジョギングコース、散策道、親水空間などを全市的なネットワークとして整備します。また、本明川の上流に建設予定のダム湖周辺の自然を活用した、安らぎの場を創出するため、ダム湖周辺環境整備を進めます。
- 海岸環境整備事業
 - 市民散策道等ネットワーク整備事業

4) 交通基盤の整備

新市は県のほぼ中央部に位置し、複数の交通機関の結節点となっていますが、朝夕の慢性的な交通渋滞等の課題もみられます。国道、県道を中心に形成されている新市の広域幹線道路網の整備をさらに推進するとともに、これに連なる生活幹線道路網の整備を進めます。加えて、鉄道・バスなどの公共交通の充実に努め、県内の交通拠点としての機能の強化を図ります。

- ① 市外との連絡を強化する広域的な幹線道路、また、市内の一体化を促進する域内の幹線道路として、国道、県道の整備を推進し、新市の均衡ある発展と一体化を促進します。
- 国道34号整備促進（市布交差点や小船越交差点の改良促進、本野交差点の渋滞解消）
 - 国道57号森山拡幅
 - 国道207号整備促進
 - 国道251号など国道、県道の交差点改良、交通環境の整備
 - 諫早外環状線整備促進
 - 県道である小長井線、多良岳公園線、諫早多良岳線、富川溪線、大里森山肥前長田停車場線、諫早飯盛線、田結久山線、久山港線などの道路改良および交通環境の改善
 - 現在、未着工の県道畦別当伊木力線については、新市において引き続き、整備推進を図る
- ② 新市の一体化と市民交流の促進を図るため、国道、県道と地域集落を連結する利便性の高い道路網を構築します。整備にあたっては、歩道整備や交通安全施設の設置、舗装、街路樹植栽、側溝

等道路交通環境の改善を含め、年次的計画的な改良を推進します。

- 市道整備事業
- 交通安全施設整備事業

③ 地域経済の活性化と利便性の高い市民生活に資する広域的な公共交通の充実に向け、九州新幹線長崎ルート of 早期着工を関係機関と連携しながら促進します。また、JR 長崎本線、JR 大村線、島原鉄道やバス、タクシーなど市民生活に不可欠な公共交通機関について、その維持や強化、相互連携のあり方等に関する総合的な調査検討を進めるとともに、利便性の高い総合的な交通体系の実現に努めます。

- 九州新幹線長崎ルート整備事業
- 公共交通網維持活用促進事業

5) 情報化の推進

高度情報通信技術は、市民サービスの向上や、高齢者や障害者を含めた市民のコミュニケーション手段等へのさまざまな活用が期待されます。このため、情報通信基盤の充実を図り、さまざまなサービスの提供に努めるとともに、だれもが情報通信技術を活用しやすい環境づくりを進めます。

① 市民の情報活用能力の向上を図るため、習熟度等に応じた各種講習会や研修会を開催するなど、情報技術の進展に対応した学習機会を充実し、市民の情報活用能力の向上を図ります。子どもたちには、学校教育における情報化教育を積極的に進めます。

- 情報技術活用能力向上推進事業

② 市民の生活ニーズに即した利便性の高い住民サービスの実現を図るため、行政情報システムを構築し、新市の一体化と均衡ある住民サービスを推進します。また、情報通信基盤の整備充実を促進し、高度情報通信技術を活用しやすい環境づくりを進めます。

- 地域情報化推進事業
- 情報通信基盤高度化事業

③ 新市の全域にわたって地域情報を共有できる環境を実現するため、地域に密着した放送媒体であるコミュニティ FM 放送やケーブルテレビを活用して、地域情報の受発信機能の強化を図るとともに、これらの放送が新市全域で受信できる環境づくりを推進します。

- 地域放送メディア高度化事業

(2) 安全な暮らしの創造

本地域は、諫早大水害など過去幾多の災害にみまわれ、尊い生命や財産が失われました。災害に強いまちづくりを行うとともに、その備えを充実し、防犯や交通安全など安全性の高い生活環境に総合的に取り組みます。

1) 防災の充実

本地域は、昭和32年の諫早大水害や57年の長崎大水害をはじめ集中豪雨など過去に幾多の災害が発生し、多くの尊い生命や財産が失われました。このことを胸に刻み、市民の生命と安全を守る消防・防災体制の充実に努めます。

- ① 国、県、市その他防災関係機関が相互連携のもと、適切な防災対策を講じることができるよう防災情報収集伝達システムの整備を図り、避難誘導體制の構築に努めるとともに、市民の防災意識の向上と自主防災組織の育成を図ります。また、防災拠点施設の整備と消防防災機器等の整備促進に努めるとともに、緊急車両等の進入が困難な集落密集地等における生活安全の確保等について検討します。
 - 防災情報システム整備事業
 - 防災拠点施設整備事業
 - 消防防災機器等整備事業

- ② 新市は集中豪雨の常襲地帯であることから、本明川をはじめとする河川の総合的な治水対策を進めるとともに、内水対策や急傾斜地崩壊対策、地すべり防止対策、砂防対策、海岸の保全など治山・治水対策を推進します。
 - 本明川ダム建設事業
 - 諫早湾干拓事業
 - 河川整備事業
(半造川、中山西川、有喜川、仁反田川、江ノ浦川、長里川等)
 - 内水対策事業
 - 急傾斜地崩壊対策事業
 - 地すべり防止対策事業
 - 治山対策事業
 - 砂防対策事業
 - 海岸保全、高潮対策事業

2) 暮らしの安全

交通事故や犯罪の心配がなく、安全な生活を送ることができるまちをめざし、各種施設の充実を図るとともに、市民への啓発や情報提供に努め、市民と行政が一体となって暮らしの安全を守っていきます。

- ① 幅の広い歩道の確保や歩車道の分離といった安全な歩道整備、危険箇所への警告表示やガードレール設置などの交通安全施設の整備を促進するとともに、スクールゾーン、シルバーゾーンなど安全な歩行者空間の確保に努めます。また、市民の交通安全意識の向上を図るため、体験的な教育を実施する施設を整備充実し、交通安全運動を積極的に推進します。

●交通安全教育環境整備事業

- ② 防犯思想の普及・啓発と適切な情報提供に努めるとともに、地域ぐるみの防犯活動を支援し、警察や各種団体との連携を密にしながら防犯・暴力追放運動を推進します。また、防犯街路灯などの施設整備を推進します。

●防犯・暴力追放運動推進事業

- ③ 生活上のさまざまなトラブルに対応した市民相談体制を関係機関と連携協力して充実するとともに、消費生活における消費者の利益を守り、悪徳商法などの被害を未然に防止する取り組みと消費者団体の育成に努めます。また、学校、町内会・自治会、地域住民などが連携協力して地域安全を推進するとともに、これらを総合的に推進する生活安全センター機能の整備を検討します。

●地域総合安全対策推進事業

(3) 安心な暮らしの創造

急速な少子化や高齢化に柔軟に対応した地域づくりが求められています。高齢者や障害者などが安心して地域で暮らせる環境の実現と子どもの育成に、地域ぐるみで参加し、支え合う福祉環境をめざします。

1) 地域福祉の推進

新市全域にわたり地域福祉の推進を図る地域福祉計画を策定します。これに基づき、市民一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるとともに、地域社会の一員として、あらゆる社会活動に参加することができる地域づくりを計画的に推進します。

- ① 市民一人ひとりが安心して生活することができるよう、地域における見守り活動、相談・支援活動、サービス利用などが一体的なものとなり、一人ひとりの状態に即したきめの細かい対応ができる地域福祉の体制づくりを推進します。また、保健・医療・福祉などの公的なサービスはもとより、地域住民の自主的な取り組みなども含めた多様な主体によって地域生活を支えていく「総合的な地域ケアシステム」の構築をめざします。
 - 福祉情報提供管理システム構築事業
 - 総合地域ケアマネジメントシステム構築事業
- ② 公的な保健福祉サービスが必要となった場合には、いつでも必要なサービスを選択し、安心して利用できるよう、サービスの適切かつ迅速な提供体制の整備やサービスの質的向上への取り組みなど、「利用者主体の保健福祉サービス提供体制」の構築をめざします。
 - 地域福祉ネットワーク構築事業
- ③ 民間と行政のそれぞれが地域福祉の理念を共有し、おのこの役割を分担しながら一体となって福祉課題に取り組むため、ボランティアやNPOなどに対する活動支援、地域福祉推進のための人材育成、その他地域保健福祉活動団体等との連携など、「民間と行政の協働関係の構築」をめざします。
 - ボランティア団体等活動支援事業
 - 地域福祉人材育成事業
- ④ 「小地域における地域住民の主体的な健康福祉活動の推進」を図るため、活動拠点の確保、情報コミュニティの整備、社会福祉協議会における地域福祉活動の充実などに対する支援を推進します。
 - 地域福祉活動支援事業

2) 健康づくりの推進

急速な高齢化の進展、疾病構造の変化、地域住民のニーズの多様化などに対応して、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、地域医療体制の充実に努めます。また、健康増進計画を定め、教育活動や広報活動を通じた健康の増進に関する知識の普及や情報の収集等に努めます。

- ① 地域に密着したきめの細かい保健福祉サービスを担う地域単位のサービス施設の整備を促進し、健康福祉センターとの連携を図りながら、新市全域にわたる保健福祉サービスの提供を推進します。
 - 地域保健福祉サービス拠点整備事業
- ② 健康や食生活などに関する情報の提供と生活習慣の改善を通じた発病を予防する「一次予防」を推進するとともに、健康教育や健康相談などの充実に努めます。
 - 健康教育等推進事業
- ③ 基本健康診査やがん検診、人間ドック等の受診を促進し、「二次予防」体制の強化を図ります。また、休日・夜間の救急医療の充実など、関係機関との連携のもと、総合的な医療体制の充実に努めます。
 - 健康診査等受診促進事業

3) 高齢者支援の充実

新市においては、合併後10年目の65歳以上の高齢者が、4人に1人となると予測されることから、高齢者への支援を充実させる取り組みが求められています。このことから、高齢者保健福祉計画を策定し、家庭・地域と一体となった支援体制づくり、高齢者の社会参加や生きがいづくりなど、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと日常生活を送ることができる環境づくりをめざします。

- ① 高齢者が地域や家庭で安全で安心して暮らすことができる環境を実現するため、地域での多世代交流の場の充実やボランティア活動等の市民活動を促進するとともに、配食サービスや緊急通報システム、健康診査や訪問指導など地域ぐるみで高齢者を見守る環境づくりを進めます。
 - 高齢者小地域見守りネットワーク活動推進事業
- ② シルバー人材センターの機能の充実や、事業所等への高齢者雇用の働きかけなど、高齢者の豊富な知識や経験、技能を社会に活かすことのできる場の創出・提供に努めます。
 - 高齢者生きがいづくり支援事業
- ③ 高齢者の在宅における自立した生活を支援するため、住宅改造への助成をはじめ生活援助員の派遣、生きがい対応型デイサービスや生活支援ショートステイ、送迎支援、在宅介護支援センター機能の充実などにより、在宅サービスの向上を図ります。
 - 高齢者自立生活支援事業

- ④介護サービスの充実を図るため、要介護者等が利用する訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）等の介護保険サービスの質の向上を図るとともに、介護相談員の配置など円滑なサービス環境の実現をめざします。また、介護保険施設をはじめ養護老人ホームやケアハウス、生活支援ハウス等福祉施設の地域の実情に応じた整備・充実を図ります。

- 高齢者福祉施設等整備事業

4) 障害者等支援の充実

障害者福祉計画を策定し、障害のある人が自らの選択により適切に福祉サービスを利用できる体制を充実させるとともに、その能力を最大限に発揮しながら、障害のない人との交流などにより社会参加を促し、地域で自立して暮らせる社会環境の実現をめざします。

- ①訪問介護（ホームヘルプサービス）や日帰り介護（デイサービス）など在宅福祉サービスの充実を図るとともに、各種福祉手当や日常生活用具の給付・貸与、補装具の交付・修理など、障害者等が自立した日常生活を送ることができるよう支援します。また、障害の早期療育を行うため、地域療育体制の確立を推進するとともに、各種相談の充実に努めます。

- 障害者等自立生活支援事業

- ②障害者等の社会参加と自立を促進するため、就労に必要な技能の訓練・修得のための機会と場を充実するとともに、事業者等への協力要請、指導により就労の場の拡大に努めます。また、各種の趣味講座やイベントなど、障害のない人とのふれあい交流する機会と場の充実に努めます。

- 障害者等社会参加促進事業

5) 子育て支援の充実

次世代育成支援行動計画を策定し、児童が心身ともに健やかに成長するように、保育サービスの充実などによる子育て支援や母子保健の充実、精神面でのサポート、青少年育成の推進など、社会全体で子どもの健やかな成長を支援し、子どもを安心して生み育てられるまちをめざします。

- ①保育所入所待機児童ゼロを基本に、入所希望者の動向に対応した柔軟な保育所運営を促進するとともに、多様な保育需要に対応した延長保育や一時保育、障害児保育、休日保育や病児保育などの保育サービスや施設整備の充実を図ります。また、各小学校区単位での学童クラブの設置を推進するなど放課後児童対策を促進し、仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進します。

- 健やか保育サービス推進事業
- 放課後児童対策事業

- ② 児童や乳幼児の遊び場を確保し、豊かな情操を育むため、公民館等の既存施設の有効活用や児童館の新たな設置について検討するなど、子育てに柔軟に対応した環境づくりを促進します。
 - 子育て環境整備事業
- ③ 少子化や核家族化などによる子育て経験の不足等に対応して、家庭訪問や乳幼児教室などによる育児支援や相談・指導体制の充実等を推進します。また、母子の健康相談や保健指導、健康診査などの充実を図るとともに、子育てをする親の育児不安を解消するため、地域の育児サークルなど交流の場の充実に努めます。あわせて、青少年の育成相談等の充実を図ります。
 - 子育て支援推進事業
- ④ 児童保護、児童相談等の福祉サービスの充実や母子家庭等の経済的な自立を支援するための職業能力の開発や資格取得、雇用主支援などを促進します。
 - 母子家庭等自立支援事業

6) バリアフリーのまちづくり

高齢者、障害者を含めたすべての人が安全・快適に社会生活を営めるよう、施設整備と人づくりの両面でバリアフリーのまちづくりをめざした取り組みを進めます。

- ① 公共分野から民間施設まで一貫したバリアフリーのまちづくりを実現するため、バリアフリーの基本指針や実践の参考となる手引書、説明会や専門家による相談等を促進し、その理念の幅広い普及を図り、市民、事業者、行政などの連携による一体的な推進体制を構築します。
 - バリアフリーのまちづくり推進事業
- ② 公共施設をはじめ店舗、病院等多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を促進するとともに、バリアフリーに対応した市内の施設のバリアフリーマップや市民がバリアフリーについて学ぶことができる場づくりなどを検討します。
 - バリアフリー環境整備事業
- ③ 鉄道駅やバスターミナル等の旅客施設と、その周辺地区における道路や広場、通路などを整備改善するとともに、低床式車両等のバリアフリー車両の導入促進など関係事業者と連携し、総合的かつ一体的なバリアフリー化を図ります。
 - 交通拠点バリアフリー化推進事業

(4) 新しい行財政運営

合併を契機に新市の行財政の効率化の推進と、地域の特性に配慮したきめの細かい行政サービスが求められています。行政への積極的な市民参画と市民主体の協働によるまちづくりを推進します。

1) 市民参画の推進

行政への市民参画を推進するとともに情報公開などにより行政の透明性を高め、市民と行政が責任を分かち合い、相互の信頼と適切な役割分担によって築く、協働のまちづくりを進めます。

- ① 情報公開の一層の推進、広報活動の充実等を図り、市民と行政が情報を共有する環境づくりを進めます。また、市民提案制度や政策決定前に市民の意見を聞く制度（パブリックコメント）の実施、審議会委員等の一般公募制度の促進など、市民参画による政策形成システムの確立を図ります。
 - 広報広聴総合推進事業
- ② 支所・出張所を単位として、地域住民がまちづくりについて話し合う場を設け、地域住民と行政が一体となった、地域の特性に応じた多様なまちづくりを促進します。
 - 地域振興計画策定事業
- ③ 今後ますます複雑化、多様化することが予想される市民のニーズに適切に対応するため、特定の課題や分野について市民から解決方法の提言や意見等を求める制度等を検討するなど、市民と協働のまちづくりを推進します。また、公共施設等の管理・運営を地元自治会等に委託するなど地域の人材、コミュニティを活かす取り組みを推進します。
 - 市民との協働推進事業
- ④ 街路樹や森林、河川敷、公園など公共空間の清掃美化活動に関して、地域住民や市民グループなどが行政と同意書等を取り交わし管理する「公共空間里親制度」を推進します。
 - 公共空間里親制度推進事業（再掲）

2) 行財政の効率化とサービスの向上

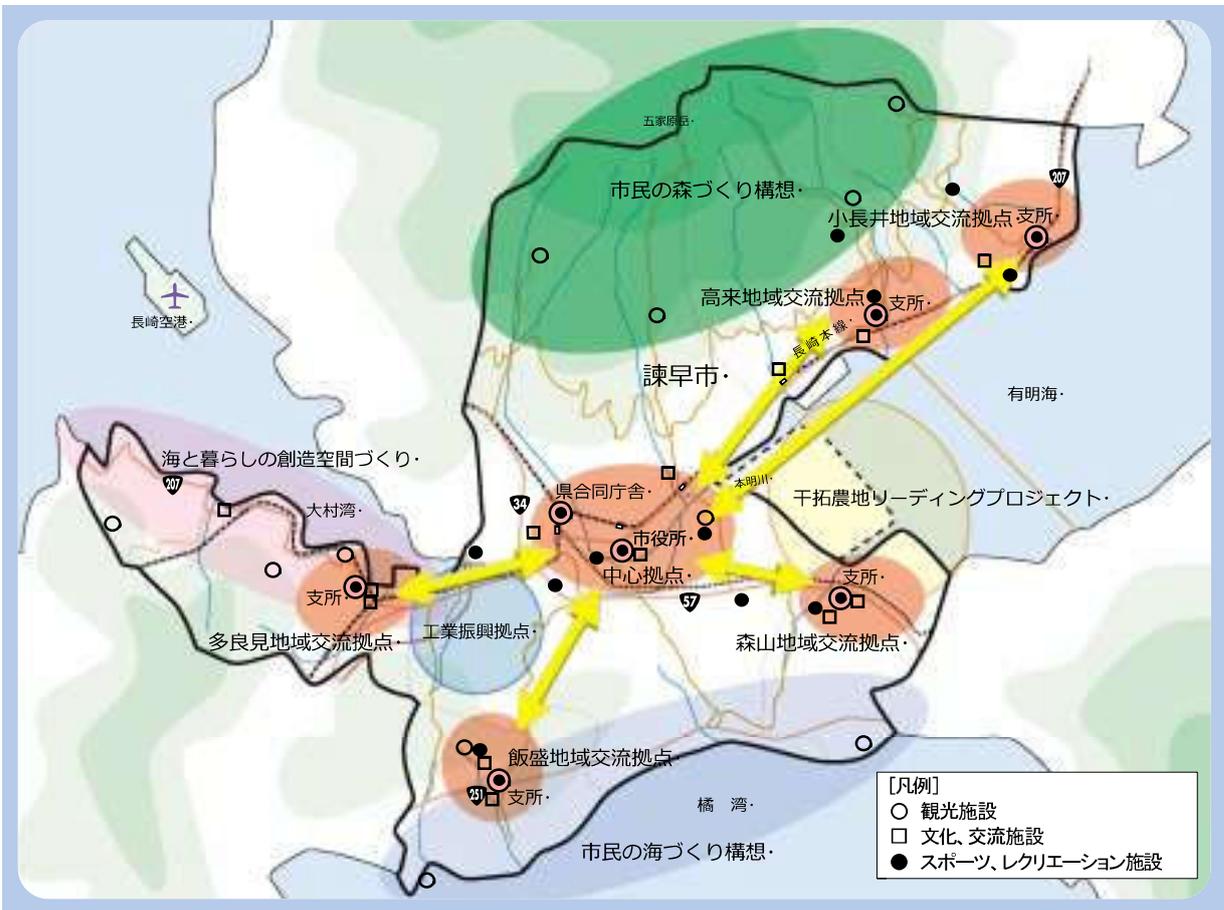
合併の効果が最大限に発揮されるよう、行財政運営の効率化と行政サービスの向上を推進し、財政基盤の安定した都市づくりを進めます。また、職員の政策立案能力を高めることにより、複雑多様化することが予想される市民ニーズに対応できる体制づくりを進めます。

- ① 新市の速やかな一体化を図るため、本庁と支所・出張所とを結ぶ行政ネットワークを整備するとともに、本庁はその拠点としての機能を十分に発揮できるよう整備を行い、支所・出張所は地域における総合交流拠点としての機能を併せ持つよう整備を進めます。
 - 市庁舎整備事業
 - 支所・出張所等総合拠点整備事業

- ② 新市における市勢振興の基本となる総合計画を策定するとともに、これと連動した政策評価や事務事業評価制度の導入を検討し、職員の意識改革と政策立案能力の向上を図ります。また、電子入札システム、戸籍の電算化等を導入することにより事務事業の効率化を図ります。
 - 政策評価システム導入事業
 - 電子入札システム導入事業

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 第7章
- 第8章

新市のまちづくりイメージ



市民の森づくり構想

自然や生きた科学を学び、市民がふれあい、交流し、心身のリフレッシュを図る場として、多良山麓の富川渓谷から白木峰高原、いこいの森、轟溪流、山茶花高原ピクニックパークに至る広大な森林地域を「市民の森」として位置づけます。ここでは、複層林化や広葉樹の育成、散策道の整備等を重点的に進めるとともに、国立諫早少年自然の家などと連携を図りながら、森林環境のより一層の保全、活用を図ります。

市民の海づくり構想

雲仙岳を間近に望み、広大で良好な景観を有する唐比海岸から有喜港、早見海岸、江ノ浦港、結の浜マリンパーク、池下港に至る橘湾岸海域を「市民の海」として位置づけ、市民が身近に「海」の自然環境に親しみ、レクリエーションを楽しむことができる環境づくりを推進します。

海と暮らしの創造空間づくり

伊木力から大草、喜々津、貝津久山までの大村湾岸地域は、琴の海と形容される波静かな海や起伏に富んだ海岸線、海の玄関口となる港湾施設や内航海運、良好な住宅地、漁業や農業と調和した田園景観など恵まれた環境を有しています。自然環境と産業、暮らしが調和した多様で豊かな居住環境を実現する「海と暮らしの創造空間」づくりを推進します。

干拓農地リーディングプロジェクト

国営諫早湾干拓事業により造成される干拓農地において、先進農業者の参画を促進し、大規模農業や環境保全型農業、都市住民との交流農業など最先端の農業経営を実現するリーディングプロジェクトを、国、県と連携して推進します。

第6章 各地域のまちづくりの展開

1 地域のまちづくり基本方針

◇まちづくりの継承

各市町においては、これまで基本構想、基本計画を定め、計画的なまちづくりが行われていました。新市においても、これらの構想や計画を引き継ぎ、整合性のある一貫したまちづくりを推進します。

◇まちづくりの推進体制

新市の本庁舎は現在の諫早市役所、各町の役場は支所となりますが、各地域での行政サービスは地域審議会の意見を尊重しこれまで以上に充実を図るなど、支所等を中心に地域の総合的なまちづくりを推進します。

◇地域振興計画の策定

各地域におけるまちづくりについては、住民が参加し話し合う場を設け、地域審議会と連携しながら各地域の特性に対応した地域振興計画を策定します。地域振興計画を基本に、地域住民と行政が一体となった総合的なまちづくりを展開します。



2 諫早地域の主なまちづくりの展開

諫早地域は、美しくそびえる多良山系の山々や、そこに源を発し市街地を流れる本明川をはじめ、実り豊かな田園地帯や計画的に整備された住宅地、工業団地などを有し、自然環境と産・学・住のバランスのとれたまちづくりが進められています。平成15年1月に策定した「諫早市都市計画基本方針」では、市民参加型ワークショップ方式で地域のまちづくりの基本方針を定めました。

市町村合併によって市域が拡大し都市規模が大きくなることから、圏域を一体化させる中心拠点機能を更に充実させるとともに、居住環境や自然、産業など各地域が持っている特性を伸ばす取り組みを促進することにより、地域コミュニティをこれまで以上に大切に育てるまちづくりを推進します。

1 輝くひとづくり

地域の歴史や文化、風土を尊重した学校教育を推進するとともに、生涯に亘る学習環境の整備と個性的な市民文化の振興を図り、地域を担う人材の育成をめざします。

- 特色ある学校づくり事業
- 外国語教育推進事業
- 教育施設バリアフリー化推進事業
- 生涯学習センター整備事業
- 生涯学習地域拠点施設整備事業
- 歴史文化館整備事業
- 伝統文化保存・継承事業
- 歴史街道整備事業
- 男女共同参画推進センター整備事業
- 地域コミュニティ活動促進事業
- など

2 活力ある産業づくり

豊かな自然を活かす農林水産業を英知を結集して活性化するとともに、地域の経済基盤である商工業の振興を図り、地域経済と雇用の拡大をめざし、市民生活の安定を図ります。

- 認定農業者育成事業
- 農業基盤整備事業
- 農村総合整備事業
- 干拓農地リーディングプロジェクト事業
- 広葉樹植栽事業
- 漁場再生特別対策事業
- 中小企業経営改善支援事業
- 諫早流通産業団地整備事業
- 中心市街地活性化推進事業
- 観光拠点施設整備事業
- など

3 暮らしの充実

自然と調和した生活基盤の充実、安全で快適な生活環境の整備を促進するとともに、すべての人が安心して暮らせる地域づくりを推進し、満足度の高い市民生活の実現をめざします。

- 市民の森づくり構想
- 市民の海づくり構想
- 地盤沈下総合対策事業
- 生活排水総合対策事業
- 地域交流拠点公園整備事業
- 中心拠点地区総合整備事業
- 国道、県道、市道の整備促進
- 本明川ダム建設事業
- 河川整備・内水対策事業
- 地域福祉ネットワーク構築事業
- 高齢者自立生活支援事業
- 障害者等社会参加促進事業
- 子育て環境整備事業
- バリアフリーのまちづくり推進事業
- 支所・出張所等総合拠点整備事業
- など

3 多良見地域の主なまちづくりの展開

多良見地域は穏やかな大村湾に面し、多様で豊かな自然に恵まれるとともに、道路、JRなどの交通環境に優れ、様々な産業が営まれています。こうした快適に暮らすことができる地域資源を生かし、人と自然が調和・共存する「活気ある町、健康で心のふれあう町」づくりを進めています。

新市においても、県都長崎市に隣接する立地条件や優れた交通条件を生かし、人が集い交わる“要”としての役割が期待されます。これまで守り育てた地域文化を継承、発展させながら、暮らす人訪れる人が輝くまちづくり実現のための事業を展開していきます。

1 輝くひとづくり

一人ひとりが心豊かで明るい生活が営まれるよう、身近で多様な生涯学習や交流活動を進めます。

- | | | |
|---------------|----------------|----|
| ○青少年健全育成事業 | ○教育施設整備事業 | |
| ○学校給食センター整備事業 | ○図書館ネットワーク整備事業 | |
| ○文化活動振興事業 | ○伝統文化保存・継承事業 | |
| ○運動施設整備事業 | ○国際交流推進事業 | など |

2 活力ある産業づくり

多様で調和のとれた産業振興を図り、若年層の定住化を促す魅力ある産業づくり、豊かで自立的なまちづくりを進めます。

- | | | |
|---------------|-----------------|----|
| ○農業基盤整備事業 | ○農産物ブランド力育成推進事業 | |
| ○栽培漁業推進事業 | ○漁業集落環境整備事業 | |
| ○中小企業経営改善支援事業 | ○地域商店街活性化支援事業 | など |

3 暮らしの充実

恵まれた自然環境を保全・活用しながら都市基盤整備を推進し、安全・便利・快適なまちづくりを進めます。また、保健福祉サービスの向上を図り、健康で明るい暮らしの実現をめざします。

- | | | |
|-------------------|-------------------|----|
| ○海と暮らしの創造空間づくり | ○水源開発事業（伊木カダム） | |
| ○公共下水道事業 | ○農業集落排水事業 | |
| ○地区公園整備事業 | ○土地区画整理事業 | |
| ○街路事業 | ○公営住宅整備事業 | |
| ○定住化住宅促進事業 | ○国道34号整備促進 | |
| ○国道207号整備促進 | ○県道畦別当伊木力線の整備推進 | |
| ○市道整備事業 | ○交通安全施設整備事業（歩道整備） | |
| ○公共交通網維持活用促進事業 | ○河川整備事業 | |
| ○地域保健福祉サービス拠点整備事業 | ○子育て支援推進事業 | など |

4 森山地域の主なまちづくりの展開

森山地域においては、住む人にとっては「心地よく」、訪れる人にとっては「ほっとする」、美しい「自然」と温かい心を持つ「人」が仲良く協力し、それぞれの魅力を高める「美しい品格のある街づくり」を基本理念としてまちづくりを進めています。

新市においても、長期的な視野にたった美しい自然環境の保全や、住民一人ひとりが、個人として尊重される温かいふるさとの醸成、さらに自然環境を活用して経済を発展させる、エコロジーとエコノミーが両立するまちづくりを進めます。

1 輝くひとづくり

将来を担う子どもたちや地域の様々な分野で活躍する人々など、まちの担い手を育む人づくりを進め、学校教育・社会教育を融合した生涯学習の充実を図ります。

- 特色ある学校づくり事業
- 外国語教育推進事業
- 生涯学習支援事業（各種講座開催）
- 青少年健全育成事業
- 教育施設整備事業
- 地域コミュニティ活動促進事業
- など

2 活力ある産業づくり

農業と商工業、農業と観光など、異業種間の連携を進めるとともに、それを軸に新たな価値（森山ブランド）を生み出す産業の育成と雇用の創出を促進し、魅力ある次世代産業の振興を図ります。

- 地場産品販売拠点整備事業
- 地盤沈下総合対策事業
- 干拓農地リーディングプロジェクト事業
- 農業基盤整備事業
- 農産物ブランド力育成推進事業
- 自然・体験型観光開発事業
- など

3 暮らしの充実

多様な自然環境を保全し、自然と調和した美しいふるさとの景観づくりと秩序ある土地利用を促進します。また、地区の特性に応じた安全で快適な生活環境の整備を推進し、やすらぎのある生活環境の形成を図ります。

- 生活排水総合対策事業
- 地域交流拠点公園整備事業
- 地域情報化推進事業
- 消防防災機器等整備事業
- 急傾斜地崩壊対策事業
- 健康診査等受診促進事業
- 健やか保育サービス推進事業
- 美しいまちづくり推進事業
- 国道57号森山拡幅、県道、市道の整備促進
- 防災情報システム整備事業
- 河川整備事業
- 地域保健福祉サービス拠点整備事業
- 高齢者福祉施設等整備事業
- など

5 飯盛地域の主なまちづくりの展開

飯盛地域では、自然を守る立場を先取りし、「海とみどりの交流のまちづくり」を将来像として、環境整備、道路・交通、教育・文化などの基盤的な整備を進めています。

新市においても、この豊富な自然環境を資源として活かしながら、自然との共生を基本とし、あわせて世代間の交流、産業間の交流、他地域との交流などの様々な交流を進め、生き生きとした飯盛らしさの創出に努め、思いやりとふれあいのなかから明日の生活を創造できるまちづくりを進めます。

1 輝くひとづくり

住民が豊かな情操を育む環境づくりに努め、地域と連携したひとづくりを推進します。

- 青少年健全育成事業
- 生涯学習地域拠点施設整備事業
- 伝統文化保存・継承事業
- 地域コミュニティ活動促進事業
- 教育施設整備事業
- 文化活動振興事業
- 運動施設整備事業
- など

2 活力ある産業づくり

基幹産業である農業・漁業を核として、地域の活性化に寄与する基盤的な整備を推進するとともに、生活基盤の更なる充実を図り、担い手育成とその拡大を推進します。

- 認定農業者育成事業
- 農村総合整備事業
- 漁港施設整備事業
- 地域商店街活性化支援事業
- 農業基盤整備事業
- 増殖場造成事業
- 農・水産物ブランド力育成推進事業
- 観光拠点施設整備事業
- など

3 暮らしの充実

緑豊かな自然を次世代へ継承していくために、自然環境の保全など住民意識の啓発を進めるとともに、自然に優しい環境共生型のまちづくりを進めます。

また、住民が健康で安心した生活を送ることができるように、福祉サービスの充実や福祉施設の整備と活用に努めます。

- 生活排水総合対策事業
- 公営住宅整備事業
- 地域交流拠点地区総合整備事業
- 交通安全施設整備事業（歩道整備）
- 消防防災機器等整備事業
- 地すべり防止対策事業
- 地域保健福祉サービス拠点整備事業
- 上水道整備事業
- 定住化住宅促進事業
- 国道251号、県道、市道の整備促進
- 防災拠点施設整備事業
- 河川整備事業
- 海岸保全、高潮対策事業
- など

6 高来地域の主なまちづくりの展開

高来地域では、清流と緑の大自然に育まれた、祖先伝来の美しい郷土を受け継ぎ、共に力を合わせ、明るく、豊かな、住み良いまちづくりにいそしんでいます。

新市においても、これまで育んできた歴史や文化、資源、環境などを大切に継承し、活用しながら、地域生活に必要な整備を図り、自然と調和した地域産業の育成に努めることにより、誰もが生き生きとして豊かな生活を享受できるまちづくりを進めます。

1 輝くひとづくり

豊かで温かい町民性の育成を進めてきたことを基盤として、生涯を通じて徳、知、体の調和した健全な住民の育成を図り、生涯学習の推進と将来を担う人材の育成に努めます。

- 青少年健全育成事業
- 生涯学習地域拠点施設整備事業
- 運動施設整備事業
- 地域コミュニティ活動促進事業
- 教育施設整備事業
- 文化活動振興事業
- スポーツ活動交流振興事業
- など

2 活力ある産業づくり

環境保全と経済発展が両立するまちづくりを進めてきたことを基盤として、立地特性を生かした地域産業の育成を図ります。

- 認定農業者育成事業
- 園芸施設整備事業
- 林道整備事業
- 中小企業経営改善支援事業
- 観光拠点施設整備事業
- 農業基盤整備事業
- 畜産振興事業
- いやしの森林空間整備事業
- 地域商店街活性化支援事業
- 諫早湾地域資源利活用推進事業
- など

3 暮らしの充実

長期的な視野に立った美しい自然環境の保全を進めてきたことを基盤にして、自然環境を生かした基盤整備を進めるとともに、健康で生きがいのある日常生活が送れるよう保健、医療、福祉の充実に努めます。

- 市民の森づくり構想
- 美しいまちづくり推進事業
- 公営住宅整備事業
- 交通安全施設整備事業
- 地域情報化推進事業
- 内水対策事業
- 交通安全教育環境整備事業
- 地域保健福祉サービス拠点整備事業
- 広報広聴総合推進事業
- 生活排水総合対策事業
- 上水道整備、水源開発事業
- 国道207号、市道の整備促進
- 公共交通網維持活用促進事業
- 消防防災機器等整備事業
- 急傾斜地崩壊対策事業
- 地域福祉ネットワーク構築事業
- 高齢者小地域見守りネットワーク活動推進事業
- 支所・出張所等総合拠点整備事業
- など

7 小長井地域の主なまちづくりの展開

小長井地域には、緑豊かな大地や豊富な恵みをもたらす海が自然に近い状態で残っています。このような環境の中で、多くの人々が交流し、子どもたちから高齢者まで、すべての人が元気になるまちづくりを進めています。

新市においても、豊かな自然をベースに、すべての人が健康で生き生きと暮らせるまち、人が住みたくなるまち、多くの人々が集うまち実現のため、住民のアイデアを活かした魅力あふれるまちづくりを進めます。

1 輝くひとづくり

豊かで美しい自然を味わいながら、若い世代が安心して子どもを育てられる環境づくりを推進するとともに、心豊かで元気な子供たちを育てます。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ○特色ある学校づくり事業 | ○青少年健全育成事業 |
| ○教育施設整備事業 | ○生涯学習支援事業 |
| ○文化活動振興事業 | ○伝統文化保存・継承事業 |
| ○運動施設整備事業 | ○地域コミュニティ活動促進事業 |
| ○市民まちづくり活動支援事業 | など |

2 活力ある産業づくり

豊かな自然を活かした産業の振興と、人と自然がのんびりとふれあえる魅力あるまちづくりを進めます。

- | | |
|------------------|-------------|
| ○認定農業者育成事業 | ○農業基盤整備事業 |
| ○園芸施設整備事業 | ○栽培漁業推進事業 |
| ○海の価値創造事業 | ○人材育成支援事業 |
| ○自然・体験型観光開発事業 | ○観光拠点施設整備事業 |
| ○観光施設ネットワーク化推進事業 | ○観光情報発信事業 |
| | など |

3 暮らしの充実

緑豊かな自然と都市的な利便性が調和した生活環境の整備を図るとともに、子供から若者、高齢者まであらゆる人々が、ともに楽しみ、ともに学び、支えあいながら、三世代間のふれあいのあるまちをめざします。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ○市民の森づくり構想 | ○生活排水総合対策事業 |
| ○国道207号、県道、市道の整備促進 | ○公共交通網維持活用促進事業 |
| ○消防防災機器等整備事業 | ○急傾斜地崩壊対策事業 |
| ○海岸保全、高潮対策事業 | ○交通安全教育環境整備事業 |
| ○地域福祉活動支援事業 | ○地域保健福祉サービス拠点整備事業 |
| ○高齢者生きがいづくり支援事業 | ○放課後児童対策事業 |
| ○市民との協働推進事業 | など |

第7章 公共施設の統合整備と適正配置

教育、保健福祉、文化・スポーツ等のための各種公共施設の統合整備と適正配置については、合併により住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討していくことを基本とします。

また、公共施設の整備にあたっては、サービスの対象者や施設目的を明確にするとともに、新市全体と地域内での役割分担を考慮し、既存施設の有効活用や改修の是非等を含め総合的に検討します。

なお、公共施設の整備や老朽化等に伴い不要となった施設の解体撤去についても適切に実施します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第8章 財政計画

合併後20年間における新市の財政運営の指針とするため、これまでの実績を勘案し、今後の社会経済情勢も考慮したうえで、現在の地方財政制度に基づき普通会計で作成しました。

作成にあたっては、新市において堅実な財政運営を行うことを基調としながらも、過去の決算額の推移を参考に、今後増加が予測される経費、合併に伴い節減が見込まれる経費および合併特例債をはじめとする国・県の支援措置も加味しました。

各項目ごとの主な内容は、次のとおりです。

(1) 歳入

① 地方税

合併協議会における確認結果を踏まえ、推計しました。

② 地方交付税

現在の制度を基本に、合併算定替をはじめとする合併に係る特例措置を加味して推計しました。

③ 国庫支出金

国の行財政改革に関する論議の動向も考慮したうえで、過去の決算額の推移を参考に推計しました。なお、生活保護等福祉事務所で行う事務に係る国庫支出金や合併に伴う補助金についても見込み計上しました。

④ 県支出金

過去の決算額の推移を参考に推計したほか、福祉事務所で行う事務に係る県支出金や合併に伴う県交付金についても見込み計上しました。

⑤ 財産収入

基金預金利子については、銀行大口定期預金の平均年利率により、その他については過去の決算額の推移を参考に算出しました。

⑥ 市債

建設事業充当分については、過去の決算額の推移を参考に発行額の上限を推計し、その枠内で合併特例債を見込み計上しました。

その他の市債については、減税補てん債や合併後の市町村の振興のための基金造成に充当する合併特例債、長崎県南部広域水道企業団に対する一般会計出資債を見込みました。

⑦ 寄附金、繰入金、繰越金

この財政計画においては、見込まないものとししました。

⑧ その他

過去の決算額の推移を参考に算出しました。

(2) 歳 出

① 人 件 費

合併に伴う一般職と特別職の職員の減を見込み推計しました。

② 扶 助 費

過去の決算額を参考に推計したほか、併せて生活保護をはじめとして福祉事務所で
行う事務に係る経費の増加分についても見込み計上しました。

③ 公 債 費

これまでに借り入れたものについては、各構成市町の実償還予定額合計を、今後
借り入れる見込みのものは、地方債の種類ごとに同一の条件で推計し、計上しまし
た。

④ 物件費、維持補修費

過去の決算額の推移を参考に推計したほか、今後整備が見込まれる施設に係る経
費についても見込み計上しました。

⑤ 補 助 費 等

過去の決算額の推移を参考に推計したほか、県央県南広域環境組合や長崎県南部
広域水道企業団に対する今後の負担金についても見込み計上しました。

⑥ 繰 出 金

特別会計に対する繰出金については、今後の人口増減や事業の進捗見込みをもと
に推計しました。

⑦ 積 立 金

合併特例債が充当される基金は、平成17年度に造成することとし、造成額は標準
基金規模上限の40億円を見込みました。また、基金の預金利子積立については、歳
入における財産収入と同じく、銀行大口定期預金の平均年利率により算出しました。

⑧ 投資及び出資金

過去の決算額の推移を参考に推計し、加えて長崎県南部広域水道企業団に対する
出資金も見込み計上しました。

⑨ 普通建設事業費

個別の事業に係る経費を積み上げて推計したものではなく、堅実な財政運営を行
ううえで充当可能な事業費の枠を示したものです。

⑩ そ の 他

過去の決算額の推移を参考に算出しました。

歳入推計表

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成17年度～平成36年度の計	
市	15,550	16,848	16,936	17,013	16,469	16,380	16,299	15,952	15,866	15,822	16,125	16,277	16,989	15,813	15,980	15,916	15,626	15,653	15,673	15,506	322,693	
地方譲与税等	3,027	3,483	2,504	2,330	2,240	2,187	2,074	2,046	2,070	2,297	3,401	3,070	3,233	3,323	3,323	3,323	3,323	3,323	3,323	3,323	3,323	57,223
地方交付金	483	344	107	184	192	226	175	52	54	54	61	65	73	72	72	72	73	73	72	72	72	2,576
地方交付税	14,582	15,001	13,598	15,206	16,194	17,291	17,683	17,248	18,234	17,572	17,448	15,755	15,719	14,853	12,928	13,702	13,629	13,359	13,097	13,088	13,088	306,187
分担金及び負担金	775	751	713	709	699	761	827	864	856	879	911	887	819	731	730	738	733	727	722	718	718	15,550
使用料及び手数料	998	963	928	919	900	901	906	862	881	883	846	835	840	830	839	835	836	837	837	839	839	17,515
国庫支出金	5,726	5,381	5,607	8,946	7,223	7,975	8,611	8,908	10,111	10,018	10,274	11,037	12,860	11,380	10,733	11,304	10,133	10,543	10,571	10,524	10,524	187,865
県支出金	3,165	3,589	3,562	4,949	4,911	4,305	5,062	4,885	4,643	5,097	4,927	5,036	7,097	5,460	5,476	4,980	5,200	5,084	5,049	5,050	5,050	97,527
財産収入	405	298	265	259	270	1,746	570	557	203	219	352	274	194	179	185	182	196	184	185	186	186	6,909
寄付金	4	6	8	2	6	4	5	111	108	235	336	359	277	40	0	0	0	0	0	0	0	1,501
繰入金	6,571	7,606	4,296	3,368	3,092	2,213	2,325	5,421	2,355	3,948	1,612	2,347	4,291	3,887	3,699	2,277	2,910	1,954	2,379	2,311	2,311	68,862
繰越金	1,289	1,164	1,329	1,262	3,785	1,146	1,262	1,449	1,224	1,161	1,075	1,266	1,702	1,625	0	0	0	0	0	0	0	20,739
諸収入	963	1,144	1,401	1,242	2,696	2,429	2,137	2,139	2,088	2,041	2,312	2,120	2,501	2,601	2,644	2,649	2,641	2,661	2,391	2,395	2,395	43,195
市債	9,289	8,475	6,808	8,433	8,197	6,387	6,146	8,103	6,655	4,893	5,444	7,618	6,854	6,578	6,053	7,326	7,071	6,367	6,327	6,152	6,152	139,176
うち併償特例債	5,397	5,575	4,000	5,582	5,095	2,576	3,100	2,069	694	122	1,207	3,291	2,488	1,805	1,728	1,235	1,235	1,236	1,236	1,246	1,246	50,917
歳入合計	62,827	65,053	58,062	64,822	66,874	63,951	64,082	68,597	65,348	65,119	65,124	66,946	73,449	67,372	62,662	63,304	62,371	60,765	60,626	60,164	60,164	1,287,518
うち一般財	42,904	45,474	39,947	40,403	42,295	43,262	42,752	44,113	43,020	41,379	42,218	39,052	42,300	39,995	36,756	37,378	37,050	36,279	36,233	35,996	35,996	808,806

(単位：百万円)

歳出推計表

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成17年度～36年度の計
人件費	8,677	8,667	8,874	8,634	8,458	8,504	8,272	8,203	7,505	7,667	7,776	7,391	7,487	6,905	6,797	6,984	6,998	6,885	6,835	6,739	154,258
扶助費	8,155	8,405	9,014	9,237	9,907	12,387	13,139	13,706	13,942	14,870	15,678	16,591	16,961	16,807	16,722	16,734	16,730	16,726	16,724	16,722	279,157
公債費	9,885	12,955	8,887	9,088	10,999	9,845	9,571	11,052	8,993	8,977	8,981	8,861	10,029	8,109	7,818	7,721	7,611	7,571	7,514	7,316	181,783
物件費	5,664	5,890	5,400	5,324	5,689	5,149	5,322	5,217	5,190	5,342	5,588	5,399	5,275	5,300	5,352	5,381	5,341	5,330	5,341	5,349	107,843
維持補修費	411	511	447	474	622	614	724	639	778	660	596	585	568	619	592	589	588	591	596	591	11,795
補助費等	5,367	4,950	5,033	4,977	7,202	5,042	6,822	8,321	7,777	8,047	7,377	7,192	7,359	7,517	7,556	7,527	7,536	7,564	7,544	7,517	138,227
繰出金	5,774	6,137	6,388	6,473	6,733	6,512	4,557	4,770	4,845	5,240	5,206	5,016	5,041	5,298	5,393	5,493	5,542	5,597	5,648	5,661	111,324
積立金	8,027	3,989	2,632	2,943	2,844	6,163	4,282	2,726	4,678	3,270	4,151	1,790	3,285	1,854	0	0	0	0	0	0	52,634
投資及び 貸付金	136	114	85	32	16	0	0	29	16	206	138	97	196	256	331	763	658	234	247	255	3,809
小計	52,681	52,242	47,492	48,243	53,994	55,775	54,324	56,290	55,227	56,995	57,110	54,761	57,839	54,303	52,199	52,830	52,642	52,136	52,087	51,788	1,070,958
普通建設 事業費	8,888	11,181	9,221	12,776	11,576	6,840	8,156	10,763	8,911	6,967	6,611	10,363	13,927	12,980	10,365	10,374	9,636	8,541	8,445	8,281	194,802
うち 一般財源等	2,920	1,948	1,829	1,931	2,199	1,750	1,782	1,781	2,005	1,389	1,259	1,350	1,263	1,970	1,800	1,473	1,549	1,745	1,666	1,743	35,352
災害復旧 事業	94	301	87	18	158	74	153	321	49	82	138	121	57	89	98	100	93	88	94	95	2,310
小計	8,982	11,482	9,308	12,794	11,734	6,914	8,309	11,084	8,960	7,049	6,749	10,484	13,984	13,069	10,463	10,474	9,729	8,629	8,539	8,376	197,112
歳出合計	61,663	63,724	56,800	61,037	65,728	62,689	62,633	67,374	64,187	64,044	63,859	65,245	71,823	67,372	62,662	63,304	62,371	60,765	60,626	60,164	1,268,070